

平成23年3月7日(月曜日)第1回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	危機管理室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	総合政策課推進室長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	財政課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	市民生活課長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	建設管理課都市整備室長	尾形清一	農林課長(併)農業委員会事務局長
工藤恒雄	下水道課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	商工観光課長	安孫子政一	会計管理者(兼)会計課長
武田俊晴	子育て推進課長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	水道事業所技術主幹	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	教育長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	中学校給食室長	片桐久志	監査委員
奥山健一	中学校給食室学一課委員長		
	生涯学習課委員長		
	生涯学習課委員長		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第3号 第1回定例会
平成23年3月7日(月曜日) 午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問
" 2 議第33号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)
" 3 議案説明
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては本日午前9時から議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その経過について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議第33号平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)であります。

追加議案の取り扱いについては、一般質問に引き続き日程第2で議案上程、日程第3で市長の議案説明を受け散会することといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議はただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

第1回定例会日程(その2)

平成23年2月28日(月)開会

月 日	時 間	会 議	場 所
3月 7日(月)	午前9時30分	本 会 議	一般質問、議案上程、同説明 議 場
3月 8日(火)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託 議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査 議 場
	予算特別委員会 終了後	厚生経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査 第4会議室
3月 9日(水)	午前9時30分	厚生経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査 第4会議室
		建設文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査 議会図書室
3月10日(木)	午前9時30分	総務常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査 第2会議室
		厚生経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査 第4会議室
		建設文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査 議会図書室
3月11日(金)	午前9時30分	総務常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査 第2会議室
		建設文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査 議会図書室
3月12日(土)	休 会		
3月13日(日)	休 会		
3月14日(月)	午前9時30分	総務常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査 第2会議室
3月15日(火)	休 会		
3月16日(水)	休 会		
3月17日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査 議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員 長報告、質疑・討論・採決、 閉会 議 場

一 般 質 問

高橋勝文議長 日程第1、3月2日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成23年3月7日(月)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	市政全般について	(1) 下水道整備を特環から市町村設置型合併浄化槽に移行することに伴う課題と改善策について (2) 市道、側溝、水路整備等の整備基準の策定状況について (3) 市庁舎の耐震対策と今後のあり方について (4) 介護保険による特別養護老人ホームなどの施設利用料の実態と改善策について	16番 川越孝男	市長
9	最上川寒河江緑地カヌー場の活用について	(1) 古式泳法(現日本泳法)水府流太田派泳法訓練場として使用(使用者を訓練生に限定)することについて (2) カヌー場使用水の水質検査について	14番 伊藤忠男	市長
10	古式泳法水府流太田派泳法の文化財指定について	(1) 市無形文化財指定の考え方について (2) 市内小学校、西村山郡学童大会における泳法披露について		教育委員長
11	魚捕獲自由区域の設定について	(1) 上谷沢地内の寒河江川高松堰上流を魚捕獲自由区域に認定することについて (2) 寒河江川における自由区域の存在について (3) 日本一の鮎捕り大会開催について (4) 駐車場設置について (5) 水辺の楽校として活用することについて		市長 教育委員長
12	市民主体のまちづくりについて	(1) 寒河江市都市計画マスタープランの見直しについて (2) 除雪体制の整備について (3) 学童保育施設として空き教室を使用することについて (4) 市民浴場の運営について	10番 佐藤毅	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
13	防災行政について	(1) 自主防災組織について ア 防災指導員の養成について イ 地域安全マップの作成について (2) 災害時要援護者支援制度について ア 個別避難支援プランの推進について イ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定について ウ 避難所設置運営マニュアルの策定について (3) 救急医療情報キットの利活用について (4) 被災者支援システムの導入について (5) 防災センターの設置について	17番 那 須 稔	市長

川越孝男議員の質問

高橋勝文議長 通告番号8番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 おはようございます。

私は、座談会などを通じて市民の皆さんから寄せられた御意見をもとに、私の考えや提言も含め通告に従い質問しますので、市政を取り巻く環境は厳しい状況にあっても子供からお年寄りまで明るく元気に、そして安心して暮らせる寒河江市の確かな未来をつくるという市長の気概が伝わる答弁を期待するものであります。

通告番号8、市政全般について。大きく4点についてお伺いいたします。

まず最初に、(1) 下水道整備を特定環境保全公共下水道整備から市町村設置型合併浄化槽に移行することに伴う課題と改善策について伺います。

今回の見直しは市民生活に密接にかかわるものであります。現在の状況を見て私は三つの問題意識を持っています。

一つは進め方の問題として、市民への説明不足と、そのことに起因する市民の理解不足であります。

二つには、家庭雑排水を公共下水道でなく各家庭に設置した合併浄化槽で処理し寒河江川や最上川に放流することに対して、本当に水質の浄化や保全上将来にわたって大丈夫なのかという不安であります。

三つには、公共下水道と異なり、家庭や事業所から流された雑排水が流れる排水路の整備や通年通水の確保の問題であります。

そこで伺います。一つは、今後の進め方として、市民の理解を得るための手だてをどうなされるのか。また、市町村設置型合併浄化槽設置に伴う一時負担金や使用料についての考え方をお伺いします。

二つには、財政事情は理解しても、排水を一元処理する公共下水道でなく、一般家庭や事業所の浄化槽で処理した排水を河川に流しても将来にわたって問題が起こる心配はないのかということについて伺いをいたしたいと思います。

三つには、平成24年度から実施する計画ですが、その前にまずは各地域ごとに河川までの排水路の計画が必要であります。それに基づいた整備計画をつくるべきだと思います。また、悪臭を防ぐためにも通年通水が必要であります。そのためには土地改良区や関係団体との十分な協議も必要だと思いますが、見解をお伺いいたします。県の第2次県全域生活排水処理施設整備基本構想の見直しが今なされているわけでありましたが、その現状といつごろ確定するのか。さらに、対象地域内の既に設置されている合併浄化槽の扱いはどうなるのかもあわせてお伺いいたします。

次に、(2)市道、側溝、水路整備等の整備基準の策定状況について伺います。

私はこの基準をつくることを長い間提案し求めてまいりました。

ようやく、昨年の施政方針で市長は、「地域座談会において、市民の暮らしに密接にかかわる生活道路の改良や側溝、舗装、交通安全施設などの整備について多くの要望が出されました。これまでも、緊急性など優先順位を勘案しながら順次整備を進めてきたところでありましたが、新年度からはより明確な整備基準を策定し、公平性を保ちながら限られた予算の中で効果的な整備を進める」と述べられています。

ところが、いまだ整備基準は示されていません。私は、この整備基準づくりには要望箇所の優先順位のみならず要望の受理の仕方や要望を受け付けてから整備が完了するまでの管理のあり方も重要な要素であることを、これまでも指摘をしてまいりました。

そこで伺います。

一つは、基準策定の現状はどうなっているのか。基準が示される時期はいつか。また、おかれている理由を示していただきたいと思います。

二つには、整備の箇所づけをしたが、着手できなかったケースや、着手したが中断し完了していない整備箇所の有無とその理由についてお伺いいたします。

次に、(3)市庁舎耐震対策と今後のあり方について伺います。市庁舎については既に耐震診断が実施され、その結果震度6強や7の地震で庁舎全体が崩壊するおそれが指摘されています。一方、公の建物の耐震補強は平成27年度までに完了しなければならないと定められています。

ところが、今回見直された新第5次振興計画の基本計画の目標では、計画期間の平成27年度までに今後の市庁舎のあり方についての検討委員会の設置となっています。また、これまで実施計画に幾度となく市庁舎建設基金の積み立てが計画されながらも実現されず、今回示された実施計画からも削除されたままになっています。これでは遅すぎると思います。

そこで、3点伺います。一つは、平成23年度中にあるべき姿の検討に入り、平成27年度までの5カ年であるべき方向性を示すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

二つには、現市庁舎の耐用年数、特殊な構造、行政の業務や事務量の増加に伴う庁舎スペースの狭さなどから、耐震補強して引き続き使い続けることは困難と思われる。また、庁舎建設に伴う

多額の財政支出の平準化は必須の課題であり、基金の積み立てを早期に実施すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

三つには、耐震補強工事費の概算を今年度調査されたわけでありますが、その結果補強方法や概算額はいかほどになっているのか。また、費用対効果の面などから補強して市庁舎として継続して使用できると判断されているのか伺います。新庁舎建設となった場合、寒河江市規模の庁舎としてはどの程度の建設費が想定されているのかもあわせて伺いいたします。

次に、(4)介護保険による特別養護老人ホームなどの施設利用料の実態と改善策について伺います。

介護保険制度は、介護が必要となったときには「いつでも、どこでも、だれでも」が安心してサービスが受けられることでスタートしています。ところが、市民からは「特養のあきがなく入所できないで困っている」とか、「特養に入所しても自分の年金だけで入所費が賄えないと聞くと不安でならない」といった声が多く寄せられるのであります。

そこで、試算してみると75歳で所得がなく年金だけの場合、例えば国民年金で年最高受給額の79万2,000円の場合、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を差し引いた年金月額平均は6万3,997円で、個室を利用した場合は食費、サービス料を含めた利用料は5万2,000円となり差し引き1万1,997円が残ります。また、多床室を利用した場合の利用料が3万7,000円となり、差し引き2万6,997円が残ります。

ところが、年金受給額が年間81万円になるとランクが変わり、両保険料を差し引いた年金の平均月額は6万4,482円となり、個室を利用した場合の利用料は9万4,600円で3万118円の不足が生じます。多床室の場合は利用料が5万4,600円となり、9,882円が残ります。さらに、年金受給額が150万円の場合は、両保険料の差し引き後の年金平均月額は12万287円で個室を利用した場合の利用料月額は13万3,300円、1万2,713円の不足となります。多床室を利用した場合は3万7,287円が残るようになるわけでありましてけれども、このように年金受給額が80万円以下の人は負担軽減で一部救済されていますが、厚生年金などの受給額が年間80万円から150万円から160万円の場合、個室を利用すると、施設利用料が年金だけでは足りないという逆転現象が起こっているわけでありまして。

介護保険の1号被保険者は、1万1,298人います。その中で、介護保険料の所得段階が第3段階から第5段階の8,207人、72.6%と第6段階の一部の人でかつ利用者負担段階が第3段階の人及び第4段階の一部の人が個室に入所した場合、施設利用料が年金受給額だけで足りないのでありまして。安心して暮らせる年金どころか、施設にも入れない実態であります。

そこで、2点について伺います。

一つは、特別養護老人ホームの入所希望者の待機者数とその解決策をどうされているのか伺います。

二つには、特別養護老人ホーム入所費について、年金で入所費を賄えない人の有無及び人数について。さらに、年金で入所費を賄えない年金受給者階層はどういった層の人が、あわせてその改善策についてどのように取り組まれているのかお伺いをし、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

川越議員からは、市政全般について下水道の問題、道路側溝などの整備の問題、それから市庁舎の問題、そして特養などの施設の利用料の実態改善策などということで、4点を御質問いただきましたので、順次お答えをしたいと思います。

初めに、下水道整備の御質問でありますけれども、生活排水処理事業につきましては河川などを初めとする公共用水域等の水質保全を図るとともに、生活環境面における健康で文化的な生活を送る上では欠くことのできない重要な施策でございます。

寒河江市の下水道につきましては、御案内だと思いますが、計画人口4万5,200人を想定をいたしまして、昭和58年の供用開始から27年を経過しているわけでありまして、処理区域面積が923ヘクタール、処理区域人口3万2,166人、汚水管渠延長183キロメートルをこれまで整備が完了したところであります。

しかしながら、近年少子高齢化、人口減少など、污水处理施設設備を取り巻く諸状況が大きく変化をしてきております。こうした施設の一層の効率化というのが急務になっているわけでありまして。

国におきましては、国交省それから、農林水産省、環境省連名によりまして県全域生活排水処理施設の整備基本構想の見直しというものが求められたことに合わせまして、県構想の基礎の資料となる市の生活排水処理基本計画を今年度見直しというものを今年度実施してきたところであります。

初めに、県構想の見直しの進捗状況についてお答えを申し上げますが、当初予定スケジュールから2カ月ほどおこなわれている状況ということでありますが、今月中に計画を策定して県民に対し公表の予定と伺っているところであります。市におきましては、今回の生活排水処理基本計画の見直しを踏まえまして、新第5次振興計画にもありますが、下水道未整備区域における生活排水処理施設の整備については、市町村設置型合併浄化槽により進めていくということをお示ししているわけでありまして。

対象地区となる住民の方々に対しましては、これまで整備手法の変更について町会長さんや区長への説明、そしてご意見の聞き取りなどを行い、また市報やホームページでのパブリックコメントなどを行いながら現在に至っているわけでありまして。

御指摘の関係住民の方に対する整備手法の変更でありますとか、市町村設置型合併浄化槽による整備事業の説明については、地区単位で一層きめ細かに御説明をし、御理解を得ていくことが市民の利用普及拡大につながっていくことであり、それが一番大切なことだと認識しておりますので、今後ともその周知・説明に意を用いていきたいと考えております。

次に、設置負担金と使用料の考え方の御質問がございました。これから具体的に検討して決めていくということになりますが、国の補助制度の中では個人負担については1割負担ということになっております。その辺のところを参考にしながら、そのほか補助対象外の経費、例えば排水先整備費や高度処理型浄化槽との差額などについて検討が必要だと考えております。

また、使用料についてであります。先行自治体の例では、酒田市におきましては利用する市民は公共下水道あるいは市町村設置型合併浄化槽を自由に選ぶことはできないから、公共下水道料金に1本化しているところであります。一方、長井市におきましては、浄化槽が個々に設置されるものであるために、その維持管理費、保守点検年3回、清掃年1回、法定検査年1回、消毒経費等を使用料のベースにしているということを知っているところであります。そういった観点から、さまざまな観点がありますので、来年度十分議論をして具体の計画を策定する中で、決定していきたい

と考えております。

次に、浄化槽で処理した排水を河川に流して心配はないのかという御質問だろうと思いますが、合併浄化槽についてはこれまで本市の生活排水処理施設の計画の中では下水道が整備されるまでの補完的な位置づけにあったわけでありまして、近年合併浄化槽の性能が格段にアップしていることは御案内のとおりであります。国交省におきましては、浄化槽は下水道と同等の生活排水処理施設であることを表明しておりますし、総務省の通知では公共下水道そして農業集落排水、浄化槽の施設は、地理的社会的条件により適切なものを選択してよいということでありまして、どちらが主体でどちらが補完的なものかという考え方は今はないと認識しております。

また、処理水の水質についてもBODの放流水質基準では下水道は1リットル当たり15ミリグラム以下と定められているわけでありまして、最近の浄化槽においては適切な管理が前提となるわけでありまして、その数値をクリアする1リットル当たり10ミリグラム以下の処理能力を有するものが主流となってきておりますので、浄化槽の性能についても下水道に引けをとらないものあるいはそれ以上のものとなっていることを認識しているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、平成24年度から事業を実施する前に河川までの排水路計画、土地改良区や関係団体との十分な協議が必要ではないかということでありまして、基本的には現在生活雑排水が排水されている河川、水路に引き続き放出する、排水するというようになっておりますが、合併浄化槽からの排水先については各地域でそれぞれ条件が異なっていると考えております。適当な排水先がなくてやむを得ず土地改良区が管理する用水堰などに排水している場合もあるわけでありまして。

こうしたケースの対応といたしましては、地区ごとに排水系統の調査を来年度実施をしながら、土地改良区を初め対象の各地区関係者と調整・協議をし問題点を共有しながら、浄化槽排水路としての整備計画というものを策定していくことになるかと考えております。

また、においの問題でありますけれども、先ほども申しあげましたが、高度処理能力のある市町村設置型合併浄化槽で整備されるということによって排水の水質が格段に向上いたしますので、整備が進行することによってにおいの問題につきましても改善していくものと考えております。5年前から事業を開始しております長井市におきましては、整備した区域からにおいの苦情というものは出ていないと聞いているところであります。

対象区域内の既設合併浄化槽の取り扱いについての御質問がありました。

既存の合併浄化槽について市で譲り受け維持管理を行うという方法も考えられるわけでありまして、基準を設け譲渡を受けていくには個々の合併浄化槽を調査するということが必要になってきます。相当な業務量が発生するということも考えられるわけでありまして。既存の合併浄化槽をこれまでどおり使用することができるということでありまして、そのまま御使用していただいて、更新時に市町村設置型合併浄化槽に申し込んでいただくことがスムーズなのではないかと考えているところであります。いずれにいたしましても、これらも含めて平成23年度において取り扱いの具体の方針を決定していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

続きまして、市道、側道、水路整備等の整備基準についてのお尋ねがありました。

市民生活に密着した市道、側溝、水路整備等の整備基準につきましては平成22年度の市政運営方針を説明した際に策定する旨申しあげたところであります。これまで、他市の例など十分参考にし

ながら鋭意検討してまいりましたが、この2月に公共事業整備優先順位基準（案）を取りまとめまして、庁内に副市長を委員長とする寒河江市公共事業整備優先順位基準の検討会を設置いたしまして、最終的な調整を行っているところであり、その後審査会などにおいてそれぞれ要望について適正な優先順位を決めていくということにしているところであります。

現在は、公共事業整備優先順位基準の運用について、これまで地域より要望をいただいた事案について適用した場合の評価・検証を行っているところであります。本格的な運用についてはこの4月からを予定しているところであります。優先順位・評価方法といたしましては、それぞれの事業に応じて事業の必要性、緊急性、効率性等を評点化して優先度を判定していくということにしております。

また、整備の箇所づけ後に着手できなかった事例や中断した事例があるかという御質問もございましたが、市道、側道の整備事業においては地域の合意形成がなされた要望にこたえて事業が実施されてきておりますので、近年そういった事例はないと理解しております。

現在、各地域からの道路や側溝などの整備要望などについては、住民の総意として町内会で合意を取りまとめていただき要望書を提出していただいているところであります。これまでは、こうした要望については事業を実施する町内会には実施の報告を行っておりましたが、実施されない場合の連絡などは行っていなかったということでもあります。今後、公共事業整備優先順位基準の本格運用に際して、要望書についてはその取り扱いの経緯について各町内会に報告するなど市民にわかりやすい仕組みを確立してまいりたいと考えているところであります。

次に、市庁舎の耐震対策と今後のあり方についてお答えを申しあげたいと思います

議員からは、平成23年度じゅうに市庁舎のあるべき姿の検討に入り、平成27年度までの5カ年であるべき方向性を示すべきではないのかという御質問であったわけでありまして、御指摘のとおり速やかに取り組んでいく必要があると考えているところでありまして、平成23年度中に多く広く市民の御意見をお聞きをして市庁舎の整備について総合的な見地から検討していただくための委員会を立ち上げ、あるべき姿と今後の方向性について検討していきたいと考えております。

市庁舎のあるべき姿につきまして、今頭にありますのは、一つには市民の利便性が高い施設であること。二つ目にはユニバーサルデザインの施設であること。三つには、災害対応の拠点として安全・安心を確保した施設であること。四つには地球環境に優しい施設であること。五つには高度情報化社会に対応できる施設であることなどの機能を備えた庁舎がまず求められているものと思っております。これらのあるべき姿を一応の基本といたしまして、現庁舎の耐震改修を実施した方がいいのか、あるいは庁舎を改築していくのがいいのかということでもあります。もちろん、耐震改修や改築の事業費なども十分勘案しながら整備の方向性について検討していきたいと考えております。仮に、改築すべきとの結論に至った場合には、新庁舎建築のための基金への積み立てを早期に実施していく必要があると考えております。

次に、耐震改修を実施する場合の概算工事費についてお尋ねがございました。

これについては積算したところでありますが、耐震改修工事の工法は各階のコア柱間にK型鉄骨ブレースを設置し、それ以外の壁には補強工事を施す工法で概算額の積算を行ったところであります。その結果、耐震補強その他関連工事及び仮庁舎の工事費などに約4億5,000万円が見込まれ、そのほかにも弱電設備や防災設備などの諸設備が必要となるという結果が出されてきております。

また、耐震改修工事に伴う問題点については、一つには全体工事期が約18カ月ほど必要になること。二つには、完成後、コア柱間にK型鉄骨ブレースが設置されるために、出入りが中央部分のみに限定されること。三つ目には2階部分はK型鉄骨ブレースにより事務スペースが分断されること。四つには鉄骨が床面に組み込まれるためにその部分のスロープ等の対策が生じること。五つには、K型鉄骨ブレースの設置工事に伴い、天井等のアスベストの処理対策が必要になることなどが挙げられているところであります。耐震改修を実施して、現在と同等の庁舎機能を維持していくことはなかなか大変なのではないかと思っておりますが、建築的評価の極めて高い庁舎でありますので、その継続使用のいかにについては検討会の検討内容を踏まえて判断していかなければならないと考えているところであります。

また、新庁舎建設の場合の概算額についてお尋ねがございましたが、現時点では概算額の積算は実施しておりませんが、検討会で議論をして深めていただくためにはその概算金を積算する必要があると思っておりますので、早い時期に積算を行い検討会に示していきたいと考えているところであります。

最後に、特養などの施設利用料の実態と改善策でございますけれども、まず特別養護老人ホームの待機者数でございますが、介護度4、5の認定を受け在宅で待機していらっしゃる市内の方は1月末現在で63名となっております。市といたしましては、これらの待機者をできるだけ解消していくその方策について鋭意取り組んでいるところであります。

認知症対応型生活介護事業所グループホームあしたばについては、今月から9床を増床しております。また、来月には特別養護老人ホーム長生園でユニット型個室20床の増床が完成することになっております。さらに、平成23年度に特別養護老人ホームしらいわでユニット型個室30床の増床工事が行われる予定でありますので、合わせて59床の増床がなされる予定ということにあります。現在待機していらっしゃる方々については、ほぼ解消が見込まれると思っております。

次に、年金で入所費用を賄えない受給者層についてお尋ねがございましたが、収入額の多少によって異なりますが、年金額に対する入所費用を仮に三つの所得階層ごとに試算をした場合、課税年金収入額にその他の所得を加えた合計額でそれぞれ試算いたしますと、80万円を超える部分から148万円未満の所得層では入所費用は年額で従来型個室利用の場合は年額で83万5,200円、ユニット型個室利用の場合は113万5,200円の額になります。さらに、148万円以上の層ではユニット型個室利用の場合は年額159万6,000円の入所費用となり、課税年金だけでは賄えない層も出てくると想定されるわけでありまして。

では、実態はどうかということですが、入所者本人の年金等には非課税収入の遺族年金でありますとか障害年金などもあって市では把握できない部分もあり、入所費用を賄えるか否かについては特別養護老人ホーム3施設の施設長会議などを通じて情報収集をしたところであります。それによりますと、年金だけで入所費用を賄えないと思われる方については現在入所者210名のうち約2割弱の方がいらっしゃるようであります。そういうことから、ある程度の所得者層については一部逆転現象があると認識しております。もちろん御家族が新規に入所申し込みを行う際には、施設側から入所費用についての説明を受けて申し込みを行っていただいておりますので、本人の収入だけでなく御家族が不足分を補って入所しておられるケースもあると推察されるところであります。

この問題につきましては制度的な問題であると考えておりますので、国などに対して改善を求めたいかなければならないものだと認識しております。また、市におきましては、平成23年度に平成24年度から3カ年の計画となる第5期介護保険事業計画策定に当たりますので、高齢者の方々への個室かあるいは多床型かなどの希望も含めたニーズ調査の実施でありますとか事業計画者の意向などを踏まえ、またさらには国や県の動向なども十分にとらえながら、この問題についても適切な対応に努めなければならないと認識しているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 今、市長から1問に対する答弁いただきましたので、さらに理解を深めるという立場でお尋ねをしてみたいと思います。時間も20分を割っていますので、ポイントを絞ってといえますか、要点をお尋ねをしてみたいと思います。

下水道の関係でありますけれども、きょういろいろ示されたわけでありまして、今後十分検討しながらよりよいものを求めていきたいと思っておりますし、その中でこれまで町内会長さんや地域の代表の人の意向を聞いてということだったので、今後きょう示されたような中身、そしてまた平成23年度中にさまざまな具体的になってくる部分についてはできるだけ地域の人とのコンセンサスを得ることをお願いをしたいと思っております。そういう意味で地域で出されているのは、代表者との話し合いとかあるいは市の方に要望を出すというだけでなく、公民館の分館単位ぐらいにきめ細かに説明をしてほしいという、これもコンクリートになってからでなくてこのことについてどうやっていくのかという計画を策定するという、方針転換はもうなるわけでありましてけれども、先ほど具体的に示されている一時負担金やあるいは毎月の使用料という、これは酒田市のことや長井市のことも例に出されましたけれども、寒河江市ではそれではどうするのかといったときに、決まってから地区に説明でなくて酒田方式もある、長井方式もあるということで、地域の意見も聞きながらまとめていただくというのが非常にいいのではないかとということで、地域からもそういう声がありますので受けとめていただきたいと思っております。

それから、確かに今日の合併浄化槽は機能的にすばらしいものができているんだと思っております。しかし、自然浄化、バクテリアや微生物で浄化をしていくということになるわけでありましてけれども、現状私は非常に無理だなという思いをしています。それはなぜかということ、そういうものをして自然に河川にというか、排水路に放流する、そうしたときにそこには水が流れておってそこに処理した排水も流すという自然の流れの中で自然浄化というのはあるいはバクテリアでの浄化というのがされるんだと思うんです。しかし、現状は3面張りのコンクリートであったりU字溝であったり、そして全体的には通年通水になっていません。雨降ったとき流れるという、道路の市道のわきの側溝的なものでありますから、上流から常に水が入っていない限り通年通水はならないわけでありまして、そういうことが一つあります。

それからもう一つは、全体的に水路が最上川や寒河江川や実沢川まできちっとつながっていなくて、側溝整備というのはその箇所その箇所でやるわけでありましてからよどみがあったりという問題があるんですね。そういう状況ですので、ぜひそういう全体のそれぞれの地域ごとの河川まで最終地までの水路をつくる、計画を立てる。その整備にはもちろんお金がかかるわけでありまして、そういうそれぞれの地域ごとの排水路というものの計画を出して地域で、さっき市長の答弁にもあり

ましたけれども、必ずしも改良区管轄だけではないと思います。しかし、そういう一連のものが、それぞれの団体でこれだったらいいということで、そのためにはどう整備するのかというのは次の段階だと思います。これがないままにやっていると、やはり地域の中によどみが出るという問題が出ますので、ぜひその辺は、先ほど1問目と同じでありますので、受けとめて対応していただきたいと申しあげておきます。

それから、2番目の整備基準の問題です。私は1問目でも申しあげましたけれども、きょうも、いいです、時間がないので、なら1点目の下水道関係についてまず市長の考え方を、先ほどの部分について考え方だけ、端的にお願いしたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 下水道の、合併浄化槽の出た先の排水路の計画については先ほどお答えしましたとおり地域ごとに状況が違うということでもありますので、地域の実態を十分調査しながらまた適切な排水路について必要な箇所については整備をしていく、計画をして整備をしていくということに善処したいと思います。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 次に、基準づくりの関係でありますけれども、私1問目でも申しあげましたけれども、今のものは案をつくって今度検討して正式にその基準が出ると。それから、これまでの部分はそれぞれの要望については従来のやり方でやってそして評価を得る形でやっているということであったわけでありますけれども、私はまず今回求めているのは基準をつくって対応していただきたいということが一つです。これは、いつまでつくるのか。今検討されていますけれども、これがちゃんとでき上がるのが今年度のいつの時期なのか示していただきたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 先ほど御答弁で漏れたかもしれませんが、今月中に基準というものをつくって、適用は、運用は来年度、平成23年度からということで考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 わかりました。4月から運用されるということでもありますので、それはわかりました。

それから、私は基準をつくって運用していくということと同時に、現在受け付けている要望事項、これもやはり再点検する必要があるんだと思うんです。そのことが、非常に今回の、今年度平成22年度いろいろ検討される中でも一つの要素になったのではないかなと思いますので、新たな基準をつくって今後やっていくということと、今受け付けている要望、これは10年以上、20年ぐらいたつものもあるのかと思いますけれども、それらについての再度整理をしながらやっていくという、この二段構えが必要だと思いますけれども、このことについての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 先ほどもちょっとお答え申しあげたんですけれども、現在どういう検討をしているかということではありますが、これまで地域から御要望をいただいた事案について、適用した場合の評価検証などを今最終的にしているわけでもあります。我々の基準を今考えておりますのは、ある程

度線引きをしなければなりませんので、過去10年ぐらいの要望についてこれから整備について検討していく資料と今考えているところであります。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 ぜひそうしていただきたいと思います。

次、庁舎の関係でありますけれども、私は地震などは地震対策は、防災というので防ぐことはできないと思うんです。やはり地震は減災きりないと思います。それは、減災というのは被害を最小限に防ぐということと、それから被害が起きたら復旧を早急に適切にやるという、そして庁舎の場合はもちろんそうなったときの復旧対策の中核機関を担う部分でありますので、やはり市庁舎の耐震というのは平成27年度まで完全にしなければならないし、積み立ての部分については先ほどの答弁でいいと思いますが、この庁舎の耐震補強について先ほどいろいろありました。これ、いつ、平成22年度調査した結果というのはいつ出たのか教えていただきたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 委託をして報告書をいただいているわけでありましてけれども、昨年11月付で報告書をいただいているところであります。平成22年11月ということでありまして。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 先ほどの調査結果からすれば、この市庁舎で引き続き市の市庁舎としてやっていくのは無理だと、私は、私の個人的な見解としては先ほど答弁を聞いて思いました。しかし、この庁舎自体はまた有名なというか貴重な建築物だということからすれば、その活用というものはまた先ほど言われた検討委員会で検討するにしても庁舎の部分については全体的に、議員もあるいは理事者も、市の当局も考えて対応していかなければならない課題だと思いをしましたので、ぜひ後々に負担が後に行ったり、後でいやあ、あのときしておけばという後悔しないような対応をしていただいて検討委員会に諮問していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、介護保険の関係でありますけれども、これ結論的には制度的な問題です。しかし、制度的な問題だと言って決めつけられない部分があると思うんです。介護保険の保険者は寒河江市ですから、もうこの制度自体がもし介護が必要になった場合、介護サービスが必要になった場合ということで、年金から介護保険、徴収している、天引きしているわけですから。そして判定をして施設サービスを利用しなければならないとなつて、そしていざ施設を利用しようといったときに施設が足りなくてできませんと言ったら、これは民間でやったら詐欺ですね。金、事前に集めているわけですから。公の機関がやるとこういうことが許されるという、私どもは非常に鈍感になっている部分があるのかなと思いますけれども、極めて行政に対する市民の信頼という、根本的なところに行ったら極めて問題だと思うんです。そうしたときに、待機者がいるということは全く制度の根幹に触れる問題だと、私はそういう認識なんです。したがって、そこをどう解消していくかというときに、制度的な問題が一つあります。

それと同時に施設の数。足りないんですね。先ほど言った、また59ことし4月、来年4月でふえるということでありましてけれども、足りない。というのは、平成22年度で第4期介護保険事業計画では平成22年度の施設利用者338人と見込んでいるんですけれども、今現在は401人いますからね。去年9月の段階で。私調べたものなんですけれども。うち4、5、229なんですけれども、もうずっと超えているわけです。そして、先ほど答弁にありました平成23年度に5期の計画の見直しがされる

わけでありましてけれども、平成26年度には要介護者270人と見越しているんですが、要介護4、5の人が270人と見越している。今現在なっているんですね、その数。そうしますと、もっとことしの計画でも229ですけれども、それをはるかに超えているわけですから。したがってそういうことをやっていかないとだめだということ、それから施設も相部屋の場合には年金で間に合うんだけど個室の場合に足りなくなる。しかし、今計画されてきたのもすべて個室です。これからも個室でそうやっていくとすれば非常に大変な人がどんどんふえていく。70数%がその大変な層に入っているわけですから。

ということで、時間もありませんので、そういうことについて第5期の介護保険事業計画策定に当たっては、現状をきちっと認識をしていただいて、介護保険の根本にかかわる問題でありますので、そういうことがないようにしていただくというこの心構えというか考え方について市長の答弁をいただきたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 引き続き、高齢化が進行していく中で、特別養護老人ホーム等の施設整備というものについては充実をしていかなければならないと、数字的にもそういう形に出てくるんだろうと思いますし、現況では先ほど申しあげましたとおり、ある程度4、5については施設整備で賄えるということにはなろうと思いますが、将来的にはなかなかそれが不足している。整備を推進していかなければならないということにはあります。

また一方で、介護保険料の兼ね合いというものも出てきますから、そこら辺は十分実態を予測をしながら適切な施設整備、そして全体としての在宅介護を含めた高齢者の福祉施策の展開というものを考えていかなければならないと認識しているところであります。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 特老の関係も今現在2割弱の人が年金で足りない人ということでありましてけれども、今現在は160が相部屋なんですね。個室が50。それが、今回拡大されて来年4月まで相部屋が160で個室が159になるということからすれば、ますます大変な人がふえていくということになりますので、5期の計画の中では十分そういうことが反映されるように特段の姿勢を期待をいたしまして質問にしたいと思います。

質問を終わります。

伊藤忠男議員の質問

高橋勝文議長 通告番号9番から11番までについて、14番伊藤忠男議員。

〔14番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、一般質問するのが久しぶりで、1問1答方式も体験するのが初めてであります。戸惑いと少し興奮しております。先輩の川越議員より、「伊藤さん、今度が最後の議会だね、一般質問するのが恒例になっている、何をするんですか、するんだべ」。する気もなかったし、気もとめずにいしましたが、21日議会を終わって5時ころ帰宅して日程見たら明日22日が質問の締め切り。川越議員の言葉を思い出し、自分は4期16年間何をやってきたのかなと。一般質問としてはルール違反と思

いますが、最後の最後ですので3分間ぐらい話をさせてください。

市会議員に立候補する決意をしたのが、平成7年1月23日、大先輩の一言、「これからの議員は財政に強い人物、要望するのではなく世の中の先の先を読み提言する人物が求められている。市民のため、市政の発展のため、支援するから立候補しろ、おまえは市、おれは県でやる」の一言であります。議員になったのが平成7年4月、当時初めての区長制。元町区長渡辺大造氏に御あいさつにお伺いしたところ駅前開発どう思う、あの姥石踏切曲がっているのをどう思う、グランデール、シンフォニーの前の広い道路が何のためにあるのか。早速市長の日程調整し元町町会長会で市長に陳情、市長に呼び出され「伊藤君、6,000人と書いてあるが元町人口何人だ」。はっと気がつき、元町、若葉町、船橋、陵南、美原町、落衣の23町会長連盟、JR南西地区振興懇話会を立ち上げ陳情、平成7年4月7日に決定されていた寒河江駅前土地区画整理事業、実施計画、建設省承認、私は一般質問でJR南西地区開発を取り上げ、3年後の平成9年11月27日寒河江駅前土地区画整理事業の実施計画第1回変更建設省承認、事業費77億1,000万円から124億5,000万円に変更。住民の力改めて体で知りました。しかし、よくぞ変更してくれた前誠六市長に改めて感謝と敬意を表します。

私の一般質問、議長、副議長の4年を除くと12年間、議会開催48回、質問が24回、50%、質問項目は56で、採用になって実施されたのが15項目で26.8%、質問の内容で一番多いのが水に関するものが20項目で35.7%、次が金融財政が8項目で14.8%、提言が96%、要望でプールの自動審判装置、14校のグラウンド土ほこり対策の植樹、よしあしは別として大先輩との約束が果たせたかなと思っております。

実に勝手ではありますが、私の議員生活で残念なのが、質問できず悔しい思いで忘れられないタフライト補助金、温泉と歩くプール建設費について。第1回目の平成7年9月、2回目が平成9年3月、3回目が平成11年6月、4回目が平成12年6月と4回質問しておりますが、平成12年6月16日の4回目で5年もかかって市長が私の本当の質問、趣旨を理解していただいた。職員の皆様をお願いしておきます。本当の質問の内容、趣旨を理解した上で原稿を書いてくださいますようお願い申し上げます。

プーイングもなく発言を許していただいた議長並びに議員の皆様には感謝申し上げます。

質問に入らせていただきます。新政クラブの一人として一般質問に入らせていただきます。

通告番号9番、最上川寒河江緑地公園カヌー場の活用について。寒中、寒高水泳部OB水交会は古式泳法水府流太田派、大正12年8月11日より10日間指導を受けて以来、ことしで88年になります。大正15年より最上川岩鼻を水練場として泳法・競泳の練習を重ね、県大会にて総合優勝、国体連続出場の伝統を重ねてきた実績を有しております。

洋樹市長の父上、信一氏が昭和10年打ち立てた平泳ぎ100メートル、200メートルの記録は、28年後の昭和38年度県高校最高記録を上回っている記録で有名な話であります。しかし、水府流太田派の泳法資格はこの時点では2級であったようです。

昭和39年寒高に待望のプール完成、最上川からプールでの練習となったが、水術である游法は30種類もあり、プールの水深では練習できない面もありましたが、平成元年8月20日国体開催の年プール取り壊し、以来現役とOBとで海の鼠ヶ関合宿を今日でも行い伝統を守ってきております。しかし鼠ヶ関海水浴場も変化し、飛び込み台、タンニング台も設置されない状況であります。水面より5メートルの高さより飛び込む逆下、順下など5種類、立体游法2種類、水中游法5種類、大鴨

小鴨、水書、諸手日傘の練習場所で頭を悩ませている現状であります。

そこでひとつ、水府流太田派泳法練習場として、水面一部使用について幅10メートルから長さ50メートル500平方メートルを使用者限定、水連で認めた泳法訓練者に認めてほしいお願いであります。

2つ目が、カヌー場使用水の水質検査についてであります。

県にて調査している水質聞いてほしい、米沢から酒田まで調査していると思います。市長の御見解並びに教えをいただきたいと思っております。

通告番号10番、古式泳法水府流太田派泳法の無形文化財指定について。

大正12年より指導を受け、大正15年より最上川岩鼻にて泳法と競泳の練習を重ねてきましたが、太田派師範はただ1人です。より指導を受けるべく、昭和22年8月岩鼻にて4代師範本田存氏と西本氏の御来寒をいただき直接指導を受けております。時の流れは早く、先輩の話だけであり、本家太田派との連絡をとるべきとの声とともに、国井大先輩より直ちに正式に加盟し指導を受けて、そして寒高2代目プール完成時、落成式では水府流太田派より認定をいただき堂々と来賓現役の前で泳法術披露するようとの強い御下命に従い、IT情報を活用し、56年ぶりの平成15年12月20日、8代師範山口和夫氏、松岡寿郎範士氏、御来寒いただき指導いただきました。水交会のレベルの高さに驚き、何でこの地方にしかも内陸にこれだけの泳法の技が伝承されているのか納得できない様子でありましたので、訓練場岩鼻に御案内、師範、範士とも納得していただきました。ただ、余りにも泳ぎが静かでしかも美し過ぎる。水府流太田派発祥の地は水戸の那珂川である。しかも、上町流、いわゆる上流という意味なんですが、上町流である。急流を横切る、川を上るほどの泳法が基本であり、強く荒々しく泳ぐことと指導を受け、実施訓練実行、全員整列、その場で正式認定をいたしますという言葉いただいております。

平成16年2月11日水府流太田派連絡会に、寒河江水交会として正式加盟、平成16年6月26日八木沼正彦範士、松岡寿郎範士、大竹重幸教士、山中正和氏を御来寒いただき指導を2日間受けております。平成16年7月6日、寒高2代目プール落成式、来賓、現役生徒のあふれんばかりの大勢の皆様水府流太田派の游泳術を御披露できたところであります。平成21年6月6日石碑建立落成式岩鼻石碑前、式典祝賀会ホテルアネックス。平成21年6月6日水府流太田派、大日本游泳術免許皆伝書地の巻、貴殿は大日本游泳術に多年熱心すること浅からず、切磋琢磨しついに蘊奥をきわめられ候。免許皆伝に及び候なり。水交會會長伊藤忠男殿。授理します。水交会としては、正式に加盟をし85年の伝承を認められ初めて免許皆伝を賜り泳法、游泳をいかにして伝承していくかであります。そのためには、まず市民に郡民に存在と泳法と游泳術を披露する機会を得てからのことと考えているところであります。

一つ、市無形文化財指定の考え方について。

二つ、市内小学校、西郡学童大会における泳法披露について。

教育委員長の御見解をお伺いいたします。

通告番号11番、魚とり自由区域の設定について。

この件につきましては、今回で3回目になりますので、一部資料を提出しておりますので、私の考えだけ申しあげます。

佐藤洋樹市長が就任し、施政方針を拝見していると、市民主体の行政、パブリックコメント制度、

ワンデイレスポンス、そして女性登用と市民が求めていた現代の世情を見抜いた行政であり、すばらしいことだと思っております。正直申しあげますと、議員として市民が今何を求め地域が何で困っているのか問われている気持ちでもさもさしてられない心境であります。今求められている地域活性化を図るには、自分のまちを自分で見直すことが出発点だと思います。

今、寒河江の資源を考えると、資源の一つに水があると思います。未来を担う子供もその一つであると思っております。水が世界を制覇する時代は近いと思っております。

そこで、一つ上谷沢地内の寒河江川高松堰上流を魚とり自由区域に設定することについて。

二つ、寒河江川における自由区域の存在について市長の御見解並びに教えをいただきたい。

三つ目、日本一の鮎捕り大会開催について。

寒河江川のアユが姿、味、香り等で日本一になっている。そのアユを放流して素手でのアユつかみとり大会を行う。このことはだれも発想しないイベントだと思うし、なぜなら開催できる立地条件がないからです。農林省、県に魚とり、市民に開放を前提にしてお願いしてできた施設であり、県でも自由区域を設定を希望していたからであります。市長の御見解をお伺いいたします。

四つ目、駐車場設置について。県管理の河川敷が隣接していると思っております。市長の御見解をお伺いいたします。

五つ目、水辺の楽校としての活用について。

現水辺の楽校は当市幸生猿山沢にあり、趣旨はおわかりのことと存じますので申しあげませんが、現在親子・祖父交流、下級生・上級生交流、野外活動、ゲームに夢中になっている子供、地域交流の上でも必要だと思っております。通年通水可能であり、漁業権なし、ヤス使用も可能であります。教育委員長の御見解を伺い、第1問とします。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時05分といたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時05分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 伊藤忠男議員におかれましては、今期をもって御勇退されるということであり、4期16年間、その間議長・副議長等を歴任され、地域の発展のため市政発展のために大変な御尽力をいただきましたことをこの場をおかりして感謝御礼を申しあげたいと思っております。

御勇退後におかれましても我々に御指導御鞭撻のほど、心からお願い申しあげ次第であります。ありがとうございました。

さて、私には最上川寒河江緑地カヌー場活用について、魚捕獲自由区域の設定についての2点について御質問いただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思っております。

カヌー場の活用についてでありますけれども、ただいま伊藤議員の方からもありましたが、古式泳法水府流太田派につきましては、大正12年8月に当時の寒河江中学校の水泳部が泳法指導を受け、以降寒河江高校水泳部OBで組織する寒河江水交会在継承して、今年で88年を迎える伝統ある泳法とお聞きしているところであります。会員各位の伝承に係るこれまでの御尽力に対し、改めて敬意

を表するところであります。

最上川寒河江緑地に関して、古式泳法水府流太田派の泳法訓練場として利用することについての御質問でありましたが、古式泳法訓練のためには幅10メートル長さ50メートルの水面が必要であるということですが、御案内のとおり多目的水面広場は長さ600メートル、幅100メートルでございます。したがって、古式泳法継承のため寒河江水交會が認めた泳法訓練者の方が使用されることについてはスペース的には可能であると考えております。もちろんその際には、使用に当たって多目的水面広場を利用する他の団体などと安全面での調整が必要になってくると考えているところでありますが、スペース的には可能であると考えております。

次に、カヌー場使用水の水質検査について御質問がありましたので、お答えを申し上げたいと思います。多目的水面広場で使用する水については、最上川からポンプで引き入れるということにしているところであります。

最上川の水質検査については、県・国などで行っております。山形県の定める生活環境の保全に関する環境基準に基づいて、きれいな水から順にA A、A、B、C、D、Eの六つに分類された各調査地点での水質をこれまで公表しているところであります。A AとAは水浴できる水質であると言われております。長崎橋付近では水質がAということであり、最上川全域の水質については置賜の一部の地域では水質がBですが、その他の地域では水質がAということになっているようであります。

多目的水面広場の使用水につきましては長崎橋付近の水質Aの水を引き入れることになりませんが、引き入れた水については水面広場を3日間かけて流れ出すことになり自然の状態での川の流れとは違う環境になることから、山形県等で発表している水質検査とは異なる結果になることも考えられるところであります。こうしたことから、古式泳法訓練場としての使用については今即答はできませんので、多目的水面広場の完成後において水質検査を行った上で安全性を十分考慮しながら使用することについて検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、上谷沢地内の寒河江川高松堰上流を魚捕獲自由区域に設定することについて御質問がございました。議員御指摘のとおり、寒河江の水はこれから大変重要な資源であると考えているところであります。そうした意味で、その資源を活用したさまざまな施策展開というものを考えていかなければならないと考えているところであります。

御質問の高松堰につきましては、平成8年度から国営かんがい排水事業の一環として施工された幹線用の水路でございます。現在、寒河江川土地改良区に施設移管されているところであります。

当該地区につきましては、寒河江川から取水した用水の温水路区間の幅広施設として設置されたものでございますが、御案内のとおりいたるところに水辺空間に親しむための配慮がなされておるわけであり、自然と景観にマッチした施設になっております。また、地元組織でありますグラウンドワーク高松堰と寒河江川土地改良区が共催して、この場を会場にして魚のつかみどりやタイヤチューブの川下りなどをメインとする高松堰祭りを開催をして子供たちを中心に多くの参加があり、市民から大変喜ばれている状況です。

御質問のこの場所を魚捕獲自由区域に設定することについてでございますが、高松堰は先ほど申しあげましたとおり農業用水路であります。施設の管理は寒河江川土地改良区で行っているわけであり、一定期間、自由区域を設定した場合に多数の入り込みが予想され、安全管理の面でも問題

があると考えているところでありますし、また施設の点検管理のため断水しなければならない場合もあるわけでありまして、寒河江川土地改良区にとっては多くの課題が生じてくるのではないかと考えております。

また、漁業権の設定がありませんので、成魚放流が必要となるわけでありまして、魚の確保などの面でも考えていかなければならないということでありまして、例えば市民からも、先ほど申しあげましたとおり大変好評な高松堰祭りのように日時を限定した設定が可能かどうか、関係機関と協議してまいりたいと考えているところであります。

次に、寒河江川に漁業権が設定されていない箇所、自由区域の存在についてお答えをしたいと思います。

県内には特定の水面において排他的に漁業を営む権利である漁業権を設定している河川、湖沼があるわけでありまして、県知事が各漁協に許可しているわけでありまして、また、許可を受けた漁協には稚魚の放流や産卵場の造成などの方法で資源を増殖することが義務づけられているところであります。御案内のとおり、寒河江川につきましては支川も含め最上川第2漁業組合に対して共同漁業権が許可されております。漁協で遊漁規則を定めているところであります。このような区域内で遊漁を行う際には、漁協から遊漁証の交付を受けた上で遊漁規則に定めたルールに従って行わなければならないとなっているところであります。

御質問の寒河江川の自由区域の存在であります。最上川第2漁協に確認したところでは自由区域はなく、すべて漁業権が設定されているということでありまして。なお、中学生以下の子供たちについては、手づかみや釣りは市内の全河川でできるということでありまして子供たちには大いに川に親しんでいただきたいと考えているところであります。

次に、日本一の鮎捕り大会の開催の御質問をいただきました。

寒河江川のアユとり大会については、平成19年度の第10回清流めぐり利き鮎会で姿、香りなどが審査項目の中、全国45河川で第1位のグランプリを獲得したところであります。川底の石に生えるコケを主食とするアユは、河川環境そのものが食味となってあらわれることから、清流寒河江川を広くPRする上でも大変喜ばしいものと思っております。今後とも、市民共有の資源である寒河江川の河川環境を守っていかなければならないと考えているわけでありまして。

御質問の、高松堰上流を会場とした日本一鮎捕り大会の開催でありますけれども、先ほど申しあげましたとおり高松堰上流につきましては用水路であるということであり、ここを会場にして開催することになれば安全管理、施設管理の面から期日を限定した高松堰祭りの中で開催というのが現実的には考えられるのであろうと思っております。現在、祭りの中で大きなイベントとしてニジマスのかみどりを行ってその場で塩焼き体験を行って大変好評を博しているところであります。会場の設営については用水路全体を区切るのではなく、護岸の一部に網で囲った場所をつくり放流しているものであります。この場所は、生態系の保全や周辺環境との調和などが図られ水深も浅く好条件にあることから、今後ぜひ主催者側と相談をしていきたいと考えているところであります。

最後に、駐車場設置について御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

寒河江川への入り込み者数については、組合員が3,015人、遊漁証の交付者数が毎年約3,500人となっております。その方々が複数回寒河江川に入っておりますので、年間では相当数になってい

と思われます。また、昨年開催いたしました寒河江川鮭釣獲調査では、遠く香川県からの参加者もあって、寒河江を全国的にPRするとともに宿泊などを通じて本市の経済の活性化にも寄与していただいているところであります。

河川敷の駐車場としての利用でありますけれども、当該場所については以前湿地帯であり現在残土で土盛りされた状況になっておりますが、御質問の高松堰上流または寒河江川のアプローチには大変好位置にあると思っております。また、先ほど申しあげましたとおり釣りや川遊び等自然体験に向けた条件整備の面からも、今後関係機関などとも協議していきたいと考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

渡邊満夫教育委員長 議員からは大きく二つ、3点にわたる御質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

1 問目の古式泳法水府流太田派泳法の市の無形文化財の指定についての考え方についてお答えを申し上げます。

市の文化財指定は、市の文化財保護条例に基づいて行っておりまして、市の区域内に存在するもののうち国指定文化財と県指定文化財以外の文化財で市にとって重要なものを教育委員会が指定をいたしております。条例が準拠しております文化財保護法では、大別しますと文化財は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物に区分されているところであります。このうち、お尋ねの無形文化財は演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上または芸術上価値の高いもの、と規定されております。

指定の審議に当たりましては、県の指定基準を準用しておりまして、本市にとって特に芸術的価値が高く地方的または流派的特色が顕著であるかどうか、さらには指定文化財の継続性、将来の伝承の確実性などが指定の重要な要件となっております。

御質問の古式泳法水府流太田派泳法につきましては、区分としましてはこの無形文化財に該当するものと考えられます。市の文化財指定に当たりましては、無形文化財の保持者である団体もしくは個人から申請を受けて市の文化財保護委員会に諮問し、その指定答申を待って教育委員会が最終的に指定を行うこととしております。本件の場合につきましても、申請がございましたら、市の文化財保護委員会に諮問し審議をお願いしたいものと考えております。

2 番目の御質問でありますけれども、市内の小学校、西村山郡の学童大会において当泳法を披露することについての御質問であります。

御案内のとおり、市の小学校水泳競技大会につきましては市小学校の体育連盟が主催しております。市教育委員会は共催という形で参画しておるところであります。寒河江西村山地区水泳連盟、寒河江水交会の方々に構成されておりまして、中心的な存在になっていただいているわけですが、この皆様方につきましてはこの大会の運営に多大なる御協力をいただいておりますことに、まずもって感謝申し上げます。

大会の中で、この日本泳法の披露ということにつきましてもございますが、水交会あるいは水泳連盟の方々にさらに御負担をかけることとなりますけれども、私たちは子供たちが日本の伝統文化

を尊重し、我が国と郷土を愛する心をはぐくむことは大変価値のあるものと考えております。教育委員会といたしましても、市小学校の体育連盟に対しまして実施の可能性についての検討を働きかけてまいりたいと考えております。

また、西村山地区学童水泳大会につきましては、冒頭申しあげました寒河江西村山地区水泳連盟が主催の大会でありますので、市の教育委員会としましては必要な場面で協力させていただければと考えているところであります。

3番目の水辺の楽校として活用することについての御質問であります。

子供たちの命と心をはぐくむという観点から、地域の人や自然とかかわる体験活動は極めて重要なものと認識しております。このほど改定されました市の新第5次振興計画でも、学校では各学校の特色に応じ、地域の人や自然、歴史、文化などのかかわり合いを通じた豊かな体験活動を重視することとしております。

議員より御示唆をいただきました高松堰の施設につきましては、生態系の保全や周辺景観との調和など環境に十分配慮されておりまして、水辺での多様な活動が可能なところと思います。その活用につきましても、毎年寒河江川土地改良区や地域の方々を中心となり魚のつかみどり大会やチューブでの川下りなど子供たちの多彩な体験活動の場を提供していただいていると伺っています。子供たちが、ふるさとの山や川に学び、自然を肌で感じながら人間本来の豊かな心をはぐくむことは、人格を形成する上で必要不可欠なことであると考えております。

市長の答弁にもありましたけれども、農業用水幹線用の水路であるということから、管理上の問題、特に安全管理の課題もあるものと考えております。教育委員会といたしましては、子供たちが水という自然の恵みに触れる機会や貴重な自然体験ができる場として活用させていただければと思っておりますが、お願いできるとすれば時期、期間、区域と、どのような活用であれば可能であるかどうかということや土地改良区や関係者の方々と相談させていただきたいと考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 伊藤議員。

伊藤忠男議員 いずれも前向きな御回答をいただきましてありがとうございました。

それでは、カヌー場使用について。

私から見れば、3日間かかって水を流すということになればむしろ水は浄化されるなど思っております。したがって、県のあれもAということなので、これは大丈夫だなと思っているところであります。

次に、10番の1の文化財指定についてであります。ただいま申請があれば市文化財保護委員会に諮問していただけることということですので本当にありがとうございます。水交会としては、市無形文化財指定を申請するには、まず游泳術を披露し認識してもらうことと永久に伝承していくべきと考えております。

若干触れさせていただきますと、昭和30年ころより各学校自治体ごとにプールの建設が始まりました。プール完成、落成式には水交会に要請が来て、オープン式典で游泳術を披露するのが恒例で1市4町は当然として山形市、天童市、山辺町、中山町で披露しております。早いところでは50年経過しており、見たことがあると言ってくれる人も少なくなっており、ことしより正式認定、免許

皆伝もいただいております、堂々と市内小学校、西郡学童大会で披露することを考えたところであります

最初は、式泳、御前泳ぎ、水書、大鴨小鴨、浮身、手足がらめ、雁行、諸手日傘などを計画しておりますが、古式泳法の中には水府流太田派にはいわゆる泳ぎがたくさんあります。横対横で泳ぐ游方、これが9種類あります。それから、二つ目が平体游方、平泳ぎのようなものですが、これが6種類あります。それから、立体游方、これが2種類あります。立って泳ぐものです。四つ目が、水中泳法、水の中で泳ぐ、これは游方でなくて泳法になります。これが5種類あります。それから、飛び込み法、これが5種類あります。それに、浮身、水の上に浮く、これも4種類あります。ほかに、救護法、漕艇法、それから現在行われている競泳を含めると30種類ありますが、主なものをこれから子供や大人に指導していきたいと考えております。

まことに勝手なお願いではありますが、市無形文化財を平成25年8月、水交会90周年までにと考えております。市無形文化財に指定をいただいたら、先ほども質問したカヌー大会などで披露できないものかなと考えると同時に、それらによって寒河江市の情報発信に役立てられるのではないかなと考えているところであります。皆様に御支援をお願いしておきます。

2番目の、市内小学校、西郡学童大会については、小体連であれば学童大会にも御支援、御協力いただけるということですので、まことにありがとうございます。水交会は寒高のわけですが、村山全地域からOBがおりますので、そんな背景もありまして現在では1市4町だけではなくて中山町、山辺町、村山市の子供も参加していただいて、オープン参加していただいて記録がよければ県学童大会に推薦しているような状況ですので、ひとつ教育委員会さんから格別なる、共催とは言いませんけれどもご支援賜りますようにこの場をお願いしておきます。

続いて、……。

高橋勝文議長 あのお答えはいいでしょうか。

伊藤忠男議員 回答を求めていますので、このまま。

次に、11番ですが、魚とりの区域の設定について、ここ質問させていただきます。

市長、実際に見に行っていると思うんですが、見た感想をまずお聞きしたいということが第1点。それから。

高橋勝文議長 1問1答です。

伊藤忠男議員 いやまず、その辺。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 高松堰祭りの際にお呼ばれをして行ったこともありますし、それ以外でも通ったところはあるわけではありますが、大変非常に景観的にもすぐれておりますし、浅く、浅瀬になっておりまして子供たちが親しめる、そして温水路ということで冷たい水が広がることによって少し温度も上がるということで、大変いい親水空間だと認識しているところであります。

高橋勝文議長 伊藤議員。

伊藤忠男議員 ありがとうございました。

今、市長の感想をお聞きしたんですが、大変恐縮なことですが、我々当時理解していないほど、河川関係あるいは農水省、そういうものをつくるんだと当初からやってくれたと理解しています。したがって、その当時日本一の農業用水にしたいというのは我々からでなくてむしろ所長からある

いは県知事からそういう意向があってできたというのが実際なんです。

皆さん、参考のために申しあげますが、あそこの農業用水、今ではその技術を持っている人がほとんどいないぐらいの空石積みなんです。非常に最初もめまして、石積みのプロが当時はほとんどいなくなっておりまして、溝延の丹野さんという人が一人おったんですけれども、これも高齢者だったんですけれども、あそこの農業用水は35センチの石、我々では、皆さんでは35と言った方がいいと思います。それから、30センチの石積み。ところが、今の人、石積み勉強した人は35センチの石を手で持てないんですね。したがって、相談して30センチの石にすると、25から30センチ。そのときもめたのが、所長さんが魚のすめる用水路にしたいということなんです。昔は石積みは松の木丸太の上に石を積んでいったんです。ですから、その松の裏の方に魚がすんでおって手づかみできた。ところが、今コンクリート材なんです。そのコンクリートを真っすぐにするといいまして、ところがその石積みのプロさんが、そんな積み方はだめだ、魚がすめない。土台を勾配をつける。この土台の上に石を置くわけです。しかも、そうしますとその水は土台と上にありますから、魚はその中に入っていく。我々小さいころ手づかみしたのは、そのためにできた。それやった場合に後ろにコンクリートしたのではだめだ。空石積み法ってあるんです。1段目と2段目に手が入って魚がすめるようにして、3段目からコンクリートで補強しますよ。1段2段ないというシステムでできているんです。皆さん今度行って実際見てください。

そんな形で、所長さんが非常に頑張っていて、それをつくるといって、たまたま私が知っているというのは私砂利組合におったときに、私の砂利組合でその話をした。このぐらいの石、どういつくる、魚がすめるようにするにはどうするんだというのがあったものですから、皆さんの参考のために実際に見ていただきたいなと思います。

それで、先ほど断水とありました。断水になった場合は泳いでいる魚すべて下がります。じゃあどうするか。ところが、あそこの高松堰上流から下流の方に寒河江川の水門があるんです、流せるように。ですから、あの上流だけは通年通水できる。工事するといった場合にはそこに網をかければ泳ぐ魚は一網打尽です。ところが、カジカとかそういうものは途中で、上流の自由区域した場合の下の方に少しショベルでも穴を掘っておけばそこから下がりません。ただし、夜になりますと、暗くなりますとカジカでもすべて1匹残らず下がってしまいます。ですから水たまりをしておけばそこから下がらない。ただし、1晩干しておけば魚は1匹も残らず下がってしまいます。逆に言えば泳いでいる魚は一網打尽にできるということです。

この石積み、それは何かというと石積みの日本一をねらっておったんですが、それは我々も前の市長も私も大変喜ばしいことだったんですけれども、距離的に日本一になれなかったんです。あの川を松川までにすれば日本一なれたんですけれども、日本一にしたいというのが、前の高橋知事の口癖だったんです。山のあるところは必ず川がある。川のあるところには石がある。県の川すべてを石積み護岸にして日本一の山形県にしたいというのが高橋知事の口癖だったんです。

そんなことでこの高松堰ができたということで、当初からするんだという発想だった。先ほどの高松堰祭りと言っていますけれども、あれ最初にやったのは農水省で主催してくれたんです。それが今の状態になってきているということだけひとつ御認識いただきたいと思います。

時間がありませんので、これにて質問しておきます。

それから、寒河江川における自由区域の存在について、全くないということですので、私には

少々疑問なんです、私の思い違いだと思います。あれは、チェリーランドの寒河江川のアユの姿石積みのところ、魚とりと水遊び自由区域だと聞いておりましたので、3番目の日本一鮎捕り大会の開催できる場所とすればあそこが最適なのかな。あそこの地形からいいますと、ちょっとアユの上を川どめしますと下までずっと水が引いていくんです。したがって、アユとりなんか最高だなどと思って聞いておったんですが、私の勘違いだったと思います。市の方で調べたんですから、多分そうなんだろうと思います。

次の、日本一鮎捕り大会ですけれども、これも先ほど申したとおり農水省でそういうためにつくったと言っても過言ではないと思います。私は、さくらんぼだけでなく日本一になっているので、寒河江からアユとり大会、日本一のアユをつかみどりさせるというのが情報発信できるんでないかなということで質問させていただきました。

それから、4番の駐車場設置についてですが、協議して下さるということでございますので、もしして下さるようだったら魚とりアユとり、市長から3,500とかいろいろお聞きしましたので、大変喜んでないのかなと思います。あそこには、高松堰の方からなかなか入れないんですね。白岩の方から入っていくんですね。だから、それがもし駐車場なんかできれば、自由区域とか日本一のアユとりすればあそこに駐車場が必要かなということで取り上げたところでございます。

最後に5番の水辺の楽校ということで、前向きな回答をいただきました。私も、私個人的な考え方、孫が来ると私に寄りつかないんです。おやじ、嫌われているんだと思うんです、じいちゃん。ところが、「おい、川に行くか」と言うと大きい声で「はい」って即答してくれるんですね。だから、必ず来れば川に連れて行って魚とりさせているんですけれども、そんなことを考えますと、子供たちは本能的なのかなと思っています。

それで、河川のこと、皆さんも記憶ないのかなと思っていますけれども、河川について、川について大々的に国で検討したのがあるんです。経済新聞にでかかど出たのがあるんです。この前も、私振興委員会でも話をしたんですけれども、そのときの河川についてあるいは今言った農業用水について考え方変わってきたというのはこういうことなんです。

人間が大人になってから、精神的異常になったとき、もとに戻れるかどうかは子供のときに川の水の中で遊んだ経験があるかないかが大きく影響する。これが建設省河川局と農水省で平成12年3月31日に結論出ているんです。この新聞が、今私が申しあげたところが堂々と出ております。そのためにこれから川を子供の教育の場としていきたいというのが国の方針だったんです。ですから、その結果が、高松堰の用水路になっている。

市長が先ほどすばらしかったとおっしゃっていましたが、あんなに水を温めるためにつくれるはずがないんです、つくるはずがありません。それから、あの段差も入れている。ただ、農業用水ですので、最初から魚とりとするわけにいかない、石の数は少ないはずなんです。もし実際にやる時はあそこに石をもう少し入れてくださいねと言われておった。ですから、参考のために申しました。

最後に、市長の行政執行者として前向きな姿勢に感謝申しあげ、市民のために議員ともども御尽力賜りますようお願い申しあげ質問を終わります。

皆さん、ありがとうございました。

佐藤 毅議員の質問

高橋勝文議長 通告番号12番について、10番佐藤 毅議員。

〔10番 佐藤 毅議員 登壇〕

佐藤 毅議員 おはようございます。

私は新清・公明クラブの一員として、通告している市民主体のまちづくりについて地域住民の意見や要望などを交え質問いたします。市長の答弁、よろしく願いいたします。また、最後の質問になりますので、よろしく願いします。

佐藤洋樹市長が誕生してはや2年が過ぎました。この2年の間、市民主役のまちづくりの基礎となる市民の声を反映させるべく積極的に地域に出向き、地区座談会を開きひざを交えて市民の声を吸い上げ、新たなまちづくりの指針となる新第5次振興計画を策定しました。先日、議会に提案された振興計画の具現化を図る平成23年度の予算も提案されました。市民も大いに関心を持ち期待するものと考えます。寒河江市が誕生して半世紀も過ぎ60年を迎えようとしております。まちづくりについてはこれまで、渡辺、国井、武田、佐藤前市長の4人はそれぞれの時代において寒河江市の発展と市民の幸せに結びつく市政の実現に取り組んできたことは周知のとおりであり、今の寒河江市の姿であると思っているところであります。

さて、まちづくりの一つの手法に、都市計画事業が上げられると思います。本市の都市計画事業の歴史をひもとくと、昭和22年に寒河江町が適用を受け、その後、寒河江町と西根村が昭和25年に指定を受けました。昭和27年に初めて都市計画事業として取り組んだのが、寒河江駅前から日の丸タイヤまでを結ぶ道路を主体とした1.6ヘクタールの土地区画整理事業でありました。施行中の木の下土地区画整理事業を入れ、これまで整備された地区は12の地区で、192.4ヘクタールとなっております。この事業により、都市計画道路や都市公園が整備され、快適な住みよいまちづくりとなっております。

現在都市計画決定されている都市計画道路は23路線、総延長5万8,960メートルで、そのうち整備済み延長が平成19年現在3万4,630メートル、整備率が58.7%となっております。整備されたものには国と県が整備した約1万3,810メートルも含まれており、国・県のものを差し引きますと整備率約35.3%となります。

しかし、都市計画道路として2万4,330メートルが未整備の現状であります。また、都市公園について申しますと、都市計画決定されている面積が92.87ヘクタールで、供用されている面積が59.77ヘクタール、64.36%となっております。整備されていない大部分の21ヘクタールは寒河江公園の区域であります。

主な未整備の古いものを年度別に申しあげますと、昭和25年に決定したもの、寒河江駅西浦線、計画延長が2,240メートル、幅員16メートルで、整備済みが170メートル、整備率はわずか7.6%。それから、昭和28年に決定したもの、寒河江公園、計画面積が54.1ヘクタール、整備済み面積が33.1ヘクタール、整備率が61.2%。昭和38年に決定したもの、石持宝線、計画延長3,240メートル、16メートルの幅員で整備率とも整備済みも全然ありません。手つかずであります。落衣島線、計画延長9,040メートル、幅員が16メートルから27メートル、整備済みが5,149メートル、整備率が57%。高瀬山石持線の計画延長が、2,660メートル、幅員16メートル、整備済みが1,430メートル、整備率

が53.8%。そして平成3年に決定したものが高屋落衣線、計画延長3,310メートル、幅員が20メートルであります。整備済み、整備率ともゼロであります。手つかずであります。幸田町島線、計画延長1,350メートル、幅員16メートルでありますけれども、これも整備済みは全然ありません。

以上、主なものを申しあげましたが、未整備の都市計画はまだあります。

新たな寒河江市の新第5次振興計画の基本計画の中でコンパクトで効率的なまちづくりを行うため、都市計画マスタープランを見直し、個人施工土地区画整理事業や開発行為等による魅力ある住宅地整備を誘導していくとあります。都市計画マスタープランの見直しは、これから調査検討がされ策定されると思います。

国土交通省では、ダム建設や今後400年かかるスーパー堤防などについて見直しを図る方向で検討するようであります。本市でも、先ほど述べた60年もの間手つかずの都市計画道路や都市公園について、これまでの整備ペースで想定しますと、70年から100年を要するものと思われる。都市計画決定されている道路や公園についてこのままでよいのか市長の見解をお聞きします。

次に、除雪体制についてお聞きします。

本年は例年にない豪雪に見舞われ、当初予算も使い果たし補正予算を組み除雪体制を強化し、市民が安心して暮らせるようにと日夜御努力された市長初め関係者の皆様に感謝と敬意を表するものであります。特に、除雪に従事した職員、関係者には、寒くて暗い早朝から従事していただいたことに対し頭の下がる思いであります。大変御苦労さまでした。

さて、本市の除雪体制についてお聞きします。

一つ、市所有の除雪機械とオペレーターの確保の状況は。

二つ、民間に委託している実態。受託者数及び除雪路線と延長など。

三つ目。受託者の主な業種とオペレーターの年齢。例えば、受託者が建設業者や農業者、そのほかについてお聞きします。

四つ目が、市所有の除雪機械で行う除雪と民間で行う除雪の割合はどうなっているのか。

次に、学童保育施設として空き教室活用についてお聞きします。

少子化時代が進む中、子育て対策については子供を持つ親たちが安心して働ける環境整備実現に向けていろいろ取り組んでおりますことに感謝申し上げます。特に、小さな子供を持つ親たちの願いであった低年齢の保育行政については、本年認可保育所として2カ所を整備して4月から66名の受け入れ可能となるようです。低年齢の子供を持つ親はもちろん、これから子供を産み育てる親たちも大変喜んでいっているところでもあります。

さて、就学児童の家族形態の将来を推移しますと、ますます核家族化が進むと推測されます。核家族が進みますと、放課後の児童を見守る施設が必要となります。市の子どもすこやかプランの目標事業量の中で、放課後児童健全育成の目標年度の平成26年度には12カ所設置するようになっております。一方、少子化が進みますと小学校の児童数も減少すると思われ。小学校の建設はおの学区内の最大児童数を推測し学校希望を決定し建設したものであります。ある学校の状況を申しあげますと、建設当時の児童数が約555人で16学級、現在の児童数が約200人減の360人で14学級となっているようです。今は少人数学級となっており児童数と比例するものではないと思いますが、将来必ず空き教室が出るものと考えます。学校の使用についてはいろいろ規制があるようですが、将来規制も緩和され、使用可能となった場合、放課後の学童保育施設として使用することが最良の

施設と思われますが、市長の見解をお聞きします。

次に、市民浴場の運営についてお聞きします。

市民浴場は源泉温度50度、湯量は毎分2,000リットルと県内有数の源泉と言われ、昭和58年元日にオープンしました。熱くて湯量が豊富ですばらしい温泉であり、市民の憩いの場、交流の場、保養、休養、健康維持増進を図る市民浴場として多くの人たちから愛され利用されてきました。その結果、平成21年7月まで900万人、1日平均約943人が利用された浴場であります。今利用している人たちの話では、前と違ってお湯の量が少ない、浴槽の縁からあふれない、温泉が枯れるのではないかなどのうわさがあるようです。源泉が枯渇するような心配があるのか、お聞きします。

また、市民浴場は平成17年5月までは大人が100円でありました。6月から利用料金が改定され、大人が200円となりました。利用料金が改正されたことと近隣に公衆浴場ができたことなどもあり、利用者が減少しているようですが、改定後における利用状況について、有料者数と、無料者数。無料者については市内の利用者、市外の利用者についてお聞きし、第1問といたします。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 佐藤 毅議員には、先ほどの質問の中で今限りで御勇退されると私ども受け取ったところでありますが、本当に2期8年にわたり南部地域の発展、そして市政全般にわたる発展に御尽力いただきましたこと、心から感謝申しあげたいと思います。今後とも、我々の方にいろんな面で御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申しあげます。ありがとうございました。

市民主体のまちづくりについて、何点か御質問がありましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

初めに、寒河江市都市計画マスタープランの見直しについてお尋ねがございました。

現行の都市計画マスタープランにつきましては、平成10年3月に策定をし、この計画を踏まえて本市の都市づくりの事業を進めてきたところであります。策定後、12年経過しております。この間、市街地の形成状況や寒河江市を取り巻く社会・経済状況も大変変化してきているわけでありまして。

長期に実施されていない都市計画路線の見直しはどうかという御質問であります。都市計画道路は都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて計画される道路であります。都市の主要な骨格をなすものと認識しているところであります。

計画に当たりましては、周辺都市や市街地間の道路ネットワークとの機能や適正な市街地形成と円滑な交通処理などに十分配慮しながら、市全体のバランスを考慮して道路機能の位置づけ、幅員などが定められているわけでありまして。

寒河江市の都市計画道路の現況を申しあげますと、計画総延長5万8,960メートルに対し、改良済み延長が平成22年12月末現在で3万6,726メートル、整備率は62.2%ということになっております。未着手となっている計画路線では、土地利用の制限が長期間にわたっております。都市計画決定時と現在の社会情勢や市街地の形成状況が変化していることなどから、やはりそこは検証、見直

しが必要と考えているところであります。

近年の計画道路の見直しについては平成15年10月に都市計画道路栄町住吉線の計画廃止を実施した事例がありますが、これからの都市計画道路網のあり方については個々の長期未着手の計画路線も含めてさまざまな視点から十分に議論し、検証していく必要があると考えております。今後、新第5次振興計画においてお示しをいたしました「暮らしに便利な都市基盤づくり」を着実に実施いたしますとともに、長期にわたり着手されていない都市計画道路や都市公園整備計画も含めて、現行都市計画マスタープランの土地利用や都市施設等の配置などを検証して見直しをしてみたいと考えているところであります。

次に、除雪体制の整備について御質問がありました。

除雪につきましては交通障害等を最小限にとどめ生活道路を確保するため、毎年除雪計画を策定し万全の除雪対策を講じてきているところであります。今年は御案内のとおり、平成18年豪雪以来の大雪となったことから、豪雪対策本部を1月20日に設置をいたしまして雪捨て場の増設あるいは主要幹線道路や通学路の確保、さらには地域との協働による排雪の実施など、よりきめ細かな除排雪を実施してきたところであります。

本市の除雪体制は、市内で除雪機械を有している個人や建設業者などで組織されております寒河江市除雪協力会会員への委託と、市で雇用するオペレーターによる直営とで実施してきております。

本年度の除雪計画総延長は315.73キロメートルであります。除雪機械の総数は65台で実施しております。そのうち、市所有の機械は9台でありまして、委託機械は56台で実施しております。

この委託機械による市道除雪延長は、254.83キロメートルで、全体の80.7%となっております。

市所有の除雪機械のオペレーターにつきましては、現在6名で市道の除雪作業を熟知している農家の方々を、毎年除雪期間中雇用して行っていただいております。

委託業者につきましては、本年度個人を含め38社で、主な業種としては大型特殊機械が必要でありますことから33社が建設関係業者で、5名が個人の農家の方になっております。

オペレーターの平均年齢は49.9歳ということでありまして、適切な除雪出動できる年齢構成となっております。今後とも寒河江市除雪協力会と十分協力しながら、冬期間における市民の交通や生活道路の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、学童保育施設として空き教室を利用することについて御質問がありましたが、学童保育所は少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化など子供を取り巻く環境の変化を踏まえて、放課後に子供が安心して活動できる場を提供し、その健全な育成を図るための施設であります。

本市の学童保育所は、現在8カ所に設置されているわけですが、そのうち4施設が公民館や学校などの公共施設を利用しております。そのほかの4施設では民間施設を借り上げて行っているというところであります。学校施設を利用しているのは、西根小学校内のねっこクラブと、白岩小学校内のさくらっこクラブの2施設となっております。

国で定めております放課後児童健全育成事業実施要綱におきましては、学童保育事業は小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、保育所や団地の集会場などの社会資源を活用して実施することとされております。また、子供の様子の変化や、小学校の下校時刻の変化などに対応できるように、学校との間で迅速な情報交換や情報共有を行うなど、教育委員会と福祉部局が緊密に連携を図りながら効果的・効率的な実施に努めることとされているところであります。

学童保育所に入所している子供がおおむね当該学校の子供であることを考慮すれば、余裕教室を初めとする学校の諸施設については安全・安心な居場所として最適な場所の一つでありますので、学童保育施設としての活用については必要が生じた段階において教育委員会と十分な連携と協議を行い検討していくと考えております。

最後に、市民浴場の運営についてお答えをしたいと思います。

初めに、新寒河江温泉の源泉が枯渇する心配はないのかという御質問であります。新寒河江温泉の源泉の深さは800メートルであります。地下41メートル付近に揚湯ポンプを設置して、現在毎分約1,100リットルを揚湯、湯揚げしているところであります。源泉の水位は、平成7年に実施した揚湯試験では地下約9メートルとなっておりますが、平成22年10月に測定した結果では、地下約13メートルとなっております。この15年間で約4メートル水位が低下した状況であります。それから推測いたしますと現在と同じ揚湯量を維持していけば当分の間枯渇する心配はないと考えております。

次に、料金改定における利用状況についてお答えを申し上げます。利用状況については、料金改定前の平成16年度には年間利用者数36万4,778人でありまして、1日平均1,033人でしたが、新たな温泉施設の相次ぐオープンやリニューアル、さらには使用料の値上げなどによりまして平成21年では22万5,185人、1日平均638人となっております。

次に、平成21年度の有料入場者数と無料入場者数の割合でありますけれども、有料入場者数の割合は全体の約90%、無料者数は約10%となっております。無料入場者のうち、市内の利用者の割合は約74%となっており、市外の利用者は約26%となっております。

以上であります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 まちづくりについて、全体のバランスを考慮しながら都市計画路線を決定しているということで、寒河江市のバランスある整備計画であると思っております。

ですけれども、まず60年もの間手つかずの都市計画決定路線、こういうものについては地元の意向も聞きながら今後マスタープランの中で検討していってほしいなと、こんなふうにも思っております。

それでは、再度質問いたします。

本年度から山西米沢線の整備に着手する計画であり、これまで地域住民さらには陵南中学校に通学している生徒や保護者が非常に待ち望んでおったと思っておりますけれども、着手するということが大変喜んでおると思っています。

また、一方落衣島線につきましては、本年度西根小学校前通りから高速道路まで開通します。しかし、この高速道路までの車の流れを見ますと市街地の方からはほとんどが南部の方に、高速道路の下をくぐらないで国道112号のバイパスの方に流れるのが実情であります。そういうことありますので、ひとつ高速道路から南部の方については見直しを図ってきていただきたいと思っております。ところでありますけれども、若干申し上げますと、今年度高速道路から高屋までの間に暫定的な3か所の待避場をつくっていただきました。非常に助かってはおりますけれども、何せことしの冬は大変な豪雪でありまして、道幅いっぱい除雪もできないような状況でありました。そんな中でちょうど道路の東側に水路がありますけれども、その水路に数台の車が突っ込んでおって大変困っ

ておりました。ですから、早急な整備を、暫定的でない恒久的な道路整備をお願いしたいと、こんなふうに思っているところであります。

ですから、高速道路から南部地区の方に流れる車は限られております。都市計画決定している16メートルの幅員は理想的な幅員でありますけれども、都市計画として整備するとこれから何十年かかるかわからないんでないか、こんなふうに思っています。都市計画決定が足かせになっているのではないかと思っているところであります。そういうことで、高速道路から南部の地区については、都市計画決定を変更していただいて一般道路改良工事で、例えば9メートルぐらいの道路幅でやっていただければ経費も少なく早急な整備ができるんでないかと、こう思っているところでありますけれども、市長の見解をお尋ねします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 御質問の都市計画道路落衣島線と交差する高速道路の側道については、都市計画道路高屋落衣線として112号までの計画となっているところであります。市街地から高屋地区方面へ向かう通行車両の多くは、御指摘のとおり側道から112号まで向かうという流れが非常に多いと聞いております。側道から高屋までの道路については主に南部地域の方が通行されているとも聞いています。

御指摘のとおりとし、平成22年に3カ所の待避場を設置させていただきましたが、ことしの冬の状態を見ながら十分検証させていただいて、我々としては都市計画道路全体の見直しの中で十分検討してどう進めたらいいのか検討していく必要があると考えているところであります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 ありがとうございます。

それでは、次に都市公園について質問させていただきます。

新第5次寒河江市の振興計画によりますと、長岡山は市街地中央に位置し寒河江のランドマークであり、その一帯が自然豊かな寒河江公園です。眺望がよく、山形盆地や月山、蔵王、朝日連峰の山々が一望でき、東斜面には東北一のツツジ園、西には郷土館や桜の丘、南には総鎮守寒河江八幡宮があります。この長岡山一帯を市民の憩いの場、楽しめる公園、さらには本市の観光ルートの拠点となるような魅力的な花見のできる「市民憩いの花咲か山」として整備をしていくとあります。

しかし、この長岡山一帯が約60年前の昭和28年に都市公園の指定を受け面積54.1ヘクタール、そして33.1ヘクタールが整備された総合公園となっております。残りの21ヘクタールの土地は住宅地や優良な果樹園として利用されております。こうした長期間都市公園として利用されていない個人の土地について、都市計画の整備に当たりどのような対処をしていくのか市長の見解をお尋ねします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、寒河江公園内には21ヘクタールの私有地、未供用の私有地が存在するわけでありまして、今回の振興計画におきまして長岡山「市民憩いの花咲か山」プロジェクトということで、その全体の整備を進めていこうと考えているところでありますが、その整備計画を進めていく進め方についても多くの市民の皆さんの御意見などもちょうだいして、その中から総合的な全体整備計画をつくっていこうと考えておりますので、そういった中で具体的な計画が煮詰まるということになれば、当然都市計画マスタープランの見直しということと連動して考えて

いきたいと考えているところであります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 ありがとうございます。

ぜひ、所有者の意見なども取り入れながら検討していただきたいと思っております。

次に、除雪体制についてお尋ねします。

現状の除雪体制は、わかりました。しかし、今除雪協力業者38社あると答弁ありましたけれども、建設関係の業者について若干申し上げますと、国の公共事業の削減、そして寒河江市でも建設関係予算が削減されております。平成14年度の決算が一般会計で22億4,500万円、下水道会計の方で13億8,500万円、そして当時駅前開発が行われておりまして、そこで16億5,300万円、合計しまして、52億8,300万円が建設関係の予算となっております。しかし、平成21年度の決算では一般会計で19億2,000万円、下水道会計で5億2,700万円、合計しまして24億4,700万円、14年対比21年で28億3,600万円も減額したような状態であります。そしてまた、平成23年度の予算を見れば、一般会計で9億1,700万円、下水道会計建設関係の予算が4億1,900万円、合計しまして13億3,600万円となっております。対14年比が約40億円近い39億4,700万円も建設関係の予算が削減されている現状であります。

このように、本市の建設関係予算が大幅に削減されました。除雪協力建設業者のことを考えていきますと、建設関係予算が非常に少なくなっております。建設機械の保有にも危ぶまれる状況と考えられます。除雪協力業者の話をお聞きしますと、現在持っている除雪機械が使えなくなったら、新しい除雪機械の更新はできない、除雪協力はやめざるを得なくなるであろうと、との声が多くあります。

今後こういう状況が続きますと、本年のような豪雪の場合、市民の生活環境が非常に悪化するのではないかと考えられます。青森市の例をとりますと、14%の協力業者が今後続けていけないだろうというアンケート結果もあるとのこと。今後どのようにしていくのか市長の見解をお尋ねします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 議員御指摘のとおり全国的に見ますと、公共事業の減少などによって建設業者の廃業などが懸念されている状況であるわけでありましてけれども、本市におきましては先ほど申しあげましたとおり除雪協会というものが組織をされ、市と相互の連携・協力を図って除雪を実施していただいているというところであります。

実際、今これは仮定の話でありますけれども、除雪を受託している建設業者の廃業などが生じてきた場合には、機械の引き継ぎなどを行いながら進めていくとしておりますし、現在のところ急激な除雪機械の減少というものは想定しにくいのではないかと考えているところでありますし、今回は、ことしは大雪でありましたけれども、暖冬で除雪回数が少ないなどの場合にはそれでもある程度対応できるように除雪用機械と運転される方に対し待機の補償料をお支払いをして、機械の維持管理あるいは人員の確保というものに意を用いているところであります。

今後、そういう状況の中で、除雪する事業者の方の廃業などが起こった場合については、我々としては一層除雪協会にさらに協力をお願いすることにもなりましたし、また市において機械を購入するなどという方法も考えられるわけでありまして。委託方式あるいは直営除雪の増強などによ

って有効な対策を講じながら、市民の安全・安心のための除雪体制の整備に万全を期していきたいと考えておるところであります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 ありがとうございました。

安心して暮らせるような体制をとっていただきたいと思います。

それでは、市民浴場についてお尋ねします。

先ほど心配しておりました源泉の枯渇は心配ないようだということで、13メートルのところから揚湯しているということで、今後大丈夫であると、こういう御答弁いただきましてありがとうございます。

また、今入浴している入浴者の多くは開湯当時、前のように湯量が豊富な浴場にとの声がたくさんあります。まず今、毎分1,100リットルの揚湯しているようですけれども、もう少しふやして豊富な市民浴場の湯量にしていれば幸いですと思いますが、ひとつお聞きします。

それから、市民浴場の料金改定に伴って638人ということで大分収入も減少しているようですけれども、有料無料、平成21年度を見ますと有料が90%約18万人、約20万人が有料で残りの2万5,000人ぐらいは無料と、そのうち74%が市内の無料者、そして26%が市外の無料者ということになっておるようであります。今いろいろ話がありまして、市民浴場というのは市民のための浴場ではないかと、こんなふうによくの人が思っているようであります。市外の人まで無料にするのはいかなものかと、こういう声もあるようですけれども、市長の御見解をお尋ねします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 使用料の無料化について御質問がありましたが、平成19年2月に寒河江市身体障害者協会から市の方に要望を受けて平成19年3月議会において議決をいただいて、身体障害者手帳等の交付を受けている方については市に住所を有するあるいはあるなしにかかわらず無料としたところであるわけであります。これにつきましては、障害を持つ方の社会参加を促進するために福祉施設ではない市民浴場での使用料無料化を他の市町村に先駆けて実施をしたということで、聞いているわけであります。現在もこのような施策については他の市では実施されていないようでありますので、そこは福祉のまち寒河江の画期的な取り組みだと私は思っているところであります。市外から入浴いただいた方からも、素晴らしい配慮であるというような評価もいただいているところありますから、広く市外の方から市民浴場を御利用いただくことによって市の施設のPRをしていくという大変な効果があると認識しているところありますので、議員には御理解を賜りたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 一つ実情を申しあげますと、障害者であっても一般の健常者、一般の浴槽に入る障害者もたくさんおります。しかし、障害者風呂を使用しないと入れないような人もおります。そこで障害者風呂については予約制みたいな、とっているようですけれども、市内の障害者が入るときに市外の障害者が既に入っていると、こうなると、市内の障害者がなかなか入れないような状況下にあるようであります。ひとつその辺も考慮しながら、福祉のまち寒河江、大いに結構ですけれども、そういう声もあるということを入れたら大変ありがたいと、こんなふう思っております。

続いて質問しますけれども、市民浴場の関連については従来は業務委託でやっておった期間もあります。今は指定管理者制度を導入して指定管理者が有効に運営をするようになってサービスも大分変わってきております。

しかし、市民から見れば何人入って何ぼの収益があるんだ、そういうものが全然見えないと。業務委託をやっていたときには利用者が何人で市民浴場の収入が幾らあったと。そして、業務委託料が何ぼなので、寒河江市にとって何ぼの収入、利益があったか、差し引きして800万円から900万円くらいは毎年あったようですけども、今はそういう市民に知らせるものも何もないようでありませうけれども、市報等で知らせていただければありがたいと思いますけれども市長の見解をお伺いして私の質問を終わります。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、市民浴場の収支については平成19年度からの指定管理者制度という制度の導入をしたことによりまして、決算書の中では明示しなくなったということでありませう。我々としては、今後何らかの形で、例えば市報に掲載するなどして市民の皆様にもぜひ収支状況についてお知らせできるような工夫をして検討していきたいと思っております。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 大変前向きな御答弁をいただきまして、安心して暮らせるような寒河江のまちづくりを御期待申しあげまして質問を終わります。ありがとうございました。

那須 稔議員の質問

高橋勝文議長 通告番号13番について、17番那須 稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は新清・公明クラブの一員として通告してある件に関心を持っている市民を代表し、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の見解を伺います。

通告番号13番、防災行政について伺います。

1995年平成7年の阪神淡路大震災からことして16年目を迎えました。さらに、近年においては、平成15年7月の宮城県北部連続地震、平成16年10月の新潟県中越地震、また平成19年3月の能登半島地震、そして平成19年7月の新潟県中越沖地震、それに平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など、大規模地震が頻発しております。また、先月2月22日にはニュージーランドでもマグニチュード6.3の大地震が発生しました。日本人の犠牲者が出るなど被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申しあげます。

ここ寒河江市においても山形盆地断層帯が南北に及んでいることなどから、大規模地震がいつ発生してもおかしくない状況にあります。防災対策の難しさは、行政だけでは対応できない点にあると思っております。災害発生時において通信網や交通網などが寸断される危険性の高い災害では、外部から救助に駆けつけるのは予想以上に困難になると言われています。事実、阪神淡路大震災では消防や自衛隊などによって救助された人はほんの一部で、実際には多くが近隣住民の助け合いにより救助されたとの報告があります。ましてや、災害発生後の72時間以内と言われる緊急援助期間には、近隣住民による助け合いが人命救助の大きなかなめになると考えられております。そして、備えあ

れば憂いなしでございます。災害が起こる前から必要なものを用意するなどきちんとした備えを行うことで、災害時の被害を小さくすることができるのではないかと思います。

そんな中で、寒河江市においても地域防災計画を平成14年に改定、また寒河江市建築物耐震改修促進計画を平成20年に策定、寒河江市災害時要援護者支援計画を平成21年に作成するなど、防災に対する努力が伺えます。

これを踏まえて以下質問させていただきます。

1点目、自主防災組織の推進について伺います。

自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき自主的に結成する組織であります。一たび大地震が発生すると、災害の拡大を防ぐためには個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合があります。このようなとき、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが集まって互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むことが必要です。自主防災組織は、災害が発生した際被害を最小限にするため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及、それに防災訓練の実施など地震被害に対する備えを行うとともに、実際地震が発生した際には初期消火活動、被災者の救出や避難所の運営といった活動を行うなど非常に重要な役割を担っています。

そこで、何点か伺います。一つには、自主防災組織の組織率の向上について伺います。

本市の場合、それほど高い組織率だとは思いませんが、現在の状況についてどのようになっているか。また、今後自主防災組織の組織率を高めていくための取り組みをどのように考えているのか。それに、人口密集地域及び災害時要援護者の人口比率の高い地域などのことを含めて、自主防災組織についての取り組みをどのように考えているのか、伺います。

二つには、防災指導員の養成について伺います。自主防災組織の活性化を図るためには、地域防災活動をきめ細かに指導できる防災指導員が必要とされるのではないかと思います。先進地での取り組みなどでは、各地の自主防災組織に指導員として直接参加し、地域の課題の検討を手伝うほか、危険箇所の確認や災害時の行動確認をしながら訓練指導なども行っています。それに防災指導員は、消防・警察OB、消防団OB、災害ボランティア活動者、企業防災担当者などの防災の経験者を選任しています。

そこで伺います。防災の経験を活用した防災指導員を養成し、自主防災組織などの指導・育成に当たらせることについてどのように考えるのか伺います。

三つには、地域安全マップの作成について伺います。災害はいつどこで発生するかわかりません。災害が発生したときに被害を最小限に抑えるために、地域安全マップを活用して地域や家庭での防災力の向上に努めることが要求されます。いざというときに備え、周辺にどのような危険箇所があるのかを、また日ごろから自宅の最寄りの避難場所はどこか、避難経路はどこが安全か、緊急連絡先はどこか。最寄りの防災関連施設、病院などを地図上に記入して活用する地域安全マップが必要とされます。新第5次振興計画において、災害に強い地域づくりとして地域ごとの予備避難所等を示した地域ごとの安全マップ作成への支援の取り組みが記載されています。

そこで伺います。自主防災組織を活用して安全マップへの支援の取り組みについてどのように考えるのか伺います。

次に、2点目、災害時要援護者支援制度について伺います。

初めに、個別避難支援プランの推進について伺います。

災害時要援護者の支援対策の第一歩は、地域において要援護者の実態を把握し、地域の要援護者の安全は地域で守ろうという意識と仕組みづくりが要求されます。要援護者に救助の手を差し伸べようとしても、所在や障害の状況、生活状況等の情報把握と支援を行う地域住民の意識と仕組みがなければ災害発生時に支援することは難しいからです。そうした中で、本市でも災害時要援護者避難支援計画を策定し、災害時における要援護者の被害防止を図り地域の安全体制の強化に取り組んできております。

そこで伺います。

一つには、個別プランの登録状況、高齢者、障害者等の登録状況はどうなっているのか伺います。

二つには、支援計画では登録後の登録者一人一人の個別プランを定めるとなっていますが、現在の進捗状況はどうなっているのか伺います。

三つ目には、個別プランの登録の推進について、三条市では、かつて民生委員の方が要援護者の世帯へ戸別訪問を行って要援護者一人一人に名簿登録への同意を得ていましたが、要援護者の対象が多く同意の意思を確認できない方が多いことから、平成20年度に災害時要援護者の支援方法を変更し、対象者全員に郵送により名簿登録への意思表示の確認を行っています。それにより、不同意への意思表示をしなかった要援護者は同意したものとみなして要援護者名簿に登録しています。

本市においても、民生委員の方々の負担軽減をする上でも、これらの登録の取り組みについてどのように考えるのか伺います。

二つ目には、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定について伺います。平成16年の一連の水害、土砂災害等では避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できないこと、また住民への迅速確実な伝達が難しいこと、それに避難勧告等が伝わっても住民が避難しないことが課題として上げられました。これらにはさまざまな要因が考えられました。

各自治体としては、避難勧告と避難指示の区別等が不明確であること、具体的な基準がないため判断できないこと、加えて確実性がない段階での判断に限界があること等が上げられます。一方、住民側からは避難勧告等が伝わってもどのように行動していいのかわからないこと、住民がみずからの危険性を認識できないこと、そして切迫性のない段階での行動に限界があることなどが上げられています。

そこで伺います。災害緊急時に対象区域の住民に対して避難勧告等を発令するかの判断基準を取りまとめたマニュアルを整備しておくことが不可欠であると思いますが、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定についてどう考えるのか伺います。

三つ目には、避難所設置運営マニュアルの策定について伺います。

平成7年に発生した阪神淡路大震災では、多くの家屋が倒壊し、その後発生した火災により多くの家屋が焼失しました。その避難期間が長期にわたったこともあり、さまざまな課題が指摘されていました。防災計画では避難所の開設・運営は市長によって行われることが定められていますが、休日や夜間に大規模な災害が発生した場合には、市の職員や施設管理者の出勤が困難となり計画どおりに避難所が開設できないことも予想されます。実際に、阪神淡路大震災では、自治体職員も被災したため必要な人員を早急に避難所に派遣することや、自治体職員による避難所運営が困難になりました。そうしたライフラインが途絶した状況のもと、なれない避難所生活を送る被災者だけで

円滑な避難所運営を行うことは非常に困難であると考えられます。

そこで伺います。避難所に避難してきた地域住民により、自主的にかつ円滑に避難所を運営できることを目的とした避難所設置運営マニュアルを作成することが望まれます。避難所設置運営マニュアルの策定についてどう考えるのか伺います。

次に、3点目、救急医療情報キットの利活用について伺います。救急医療情報キットはNPO法人メンタルケア協議会が出しているもので、オレンジポットとも言われています。プラスチック製の円筒形のケースの中には救急受診のための情報として氏名、血液型、生年月日、家族構成、緊急時の連絡先などの個人情報、かかりつけ医、病歴、アレルギーや薬の副作用などの医療情報などを記入した用紙と本人の写真、健康保険証や診察券のコピーなどを入れておきます。災害時はもちろん、平時において緊急の事態が発生した場合、本人の病歴や服用している薬などの情報が容易に入手でき、迅速な救急医療の提供につながるものであります。東京都港区が、全国初の事業として平成20年5月にスタート、高齢者や障害者、健康に不安のある方に無料で配布しております。このキットは冷蔵庫に保管し、いざというときに救急車が駆けつけた場合、冷蔵庫をあければキットがあり情報を早急に確実に得ることができることから、この緊急医療情報キットは命のボタンとも言われております。

そこで伺います。本市においても、要援護者を対象に救急医療情報キットを活用し無料で配布することについての考えを伺います。

次に、4点目。被災者支援システムの導入について伺います。

未曾有の被害となった阪神淡路大震災では、被害の大きかった兵庫県西宮市では、その発生直後から西宮市の情報システム担当職員は昼夜を問わず被災者台帳、被災者証明書の発行、避難所関連、仮設住宅等の震災業務支援システムを短時間に次々と開発しました。この西宮市が独自に開発したシステムは、現在地震や台風などの災害発生時に被災者に対する被災者証明や家屋罹災証明の発行や、義援金や生活支援金給付の管理など地方公共団体による被災者支援業務のための被災者支援システムとして、地方自治情報センターが提供するライブラリーの一つとして登録されています。また、被災者支援システムの普及促進を目的としてサポートセンターも開設されております。災害が発生した場合、行政の素早い対応が復旧・復興には不可欠であり、被災者の情報を一元的に管理できる被災者支援システムを平時のうちに構築していくことが極めて重要であると考えます。

そこで伺います。災害時の危険管理に役立つ被災者支援システムを導入することについての考えを伺います。

次に、5点目、防災センターの設置について伺います。あらゆる災害、危険に対し迅速にかつ的確に災害情報を収集・伝達するとともに、災害の対応を行う中枢拠点施設として、また防災知識の普及行為を図るとともに、大規模災害時には避難所や緊急救助隊の集結基地などとして活躍する防災拠点施設としての防災センターの設置が望まれます。平成23年度からの実施計画の中で、平成25年に防災センターの整備について調査をするとの事業費が予定されています。

そこで伺います。一つには、防災センターの設置に当たっては広く識者の声を聞くことが望まれると思いますが、防災センターの設置のための検討会の設置についてどのように考えるのか伺います。

二つには、防災センターの設置について単独での設置なのか、それともほかの公共施設との併設

なのか、どのような考えなのかお伺いいたします。

三つ目には、防災センターと西村山消防指令機能について綿密な関係が出てくると思いますが、防災センター整備に当たってはどのように考えるのか伺います。

四つ目には、早期の防災センターの設置が望まれます。平成25年に防災センター整備のための調査をして、いつごろをめどに防災センターを設置されるのか考えを伺います。

以上について御見解を伺い1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 那須議員からは防災行政についてる御質問をいただきましたので、お答えを申し上げたいと思います。

最初に自主防災組織の推進についてであります。平成22年5月末現在の自主防災組織の組織率は、49.3%ということでありましたが、その後八鍬地区、東新山地区が組織化に取り組んでいただいて今年度末では51.0%になる見込みであります。この組織率を上げていくための取り組みという御質問もありましたが、組織化の推進については防災対策において御指摘のとおり最も重要な取り組みの一つであると認識しております。市といたしましても、さまざまな形で支援していくことが必要であると認識しているところであります。

まず一つには、補助制度の充実を図っていくことを考えております。組織設立のための補助については、これまで年間3団体を対象にしておりましたが、平成23年度については6団体へとふやすことにしているところであります。

二つ目には、未組織地区への働きかけを強化していくと考えているところであります。市の自主防災組織連絡協議会の方で作成されました自主防災組織の活動報告書を十分活用しまして、未組織の地区へ具体的な活動内容を紹介するなどいたしまして、自主防災組織の必要性を積極的に訴えて働きかけを強めてまいりたいと考えているところであります。

また、人口密集地域及び災害時要援護者の人口比率の高い地域における自主防災組織の組織化については、災害時の人命最優先の観点から特に重要であると認識しておりますので、その取り組みを一層推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、防災指導員の養成についても御質問がありました。自主防災組織については、平時における活動さらには有事の際に行うべき活動などを総合的に担う人材の育成というものが大変重要であると考えております。このため、県が開催する自主防災リーダー研修会さらには市自主防災組織連絡協議会が開催されます防災研修会、市の防災訓練さらには各種防災フォーラムなどに自主防災組織の方々から参加をしていただいて防災に対する知識や技術等を習得していただくように努めているところであります。その結果、最近では市の防災訓練に匹敵するような防災訓練を実施している組織も出てきているなど、各組織の活動内容は徐々に充実してきていると認識しているところであります。

しかしながら、各組織の活動内容には温度差があります。活動内容の平準化さらには高度化を図っていくために御提案ありました防災指導員の制度について、今後研究・検討していきたいと考えているところであります。

次に、地域安全マップについて御質問がございましたが、各地区にあります自主防災組織が主体

となって調査研究を行いながら作成していくことを基本と考えておりますが、作成過程の中で指定されている危険箇所や避難所、災害時の情報収集、伝達方法などを盛り込んでいくことが必要でありますことから、市としても積極的にかかわっていきたいと考えております。さらに、情報提供などの支援に加えて49カ所ある市指定の避難所の看板の設置というものを、平成23年度から順次進めていくことにしているところであります。

なお、県が総合的な土砂災害対策事業の中で作成に取り組んでおります土砂災害ハザードマップも、今後地域安全マップの中に取り込んでまいりたいと考えているところであります。県が取り組んでいる土砂災害対策事業と申しますのは、土砂災害防止法に基づき土砂災害から住民の生命を守るために行っているわけでありますが、県内の地すべりや土石流、急傾斜地の危険箇所を調査して、通称イエローゾーンと呼ばれる土砂災害警戒区域と、レッドゾーンと呼ばれる土砂災害特別警戒区域を指定して、その後市町村が県の支援を受けながら地域の実情に応じた避難場所や避難ルート、連絡網、情報収集方法などの内容を記載した土砂災害ハザードマップを作成し住民への周知を図っていくことにしているものであります。

このハザードマップの完成は、平成26年度以降の予定となっておりますので、計画的に進めていきたいと考えているところであります。

次に、災害時要援護者支援制度についてお尋ねがございましたが、初めに個別避難支援プランの推進についてであります。平成16年に発生いたしました新潟県中越地震において、高齢者等災害時要援護者が犠牲となられたことを教訓に策定されました国の災害時要援護者の避難支援ガイドライン、さらには県の災害時要援護者支援指針を受けまして平成21年3月に寒河江市におきまして災害時要援護者避難支援計画を策定したのは御案内のとおりであります。市におきましては計画に基づき自力で避難できない要援護者の方、ひとり暮らしの高齢者の方、障害者等の要援護者の方々を対象にして個別避難支援プランに登録していただき災害に備えることにいたしているところであります。

個別避難支援プランでは、登録者の避難誘導や安否確認に活用するため避難支援者や各関係機関で登録者の個人情報を共有することになっているわけであります。登録については平成21年10月20日号市報に掲載いたしまして、各地区の民生児童委員の方々の御協力をいただき実施したところであります。新規登録から1年を経過したことから、更新についてことし2月5日号の市報に掲載をいたしまして、現在各地区の民生児童委員の方々から登録対象者の家庭を御訪問いただいて登録票作成に御協力いただいているところであります。

個別プランへの登録状況、高齢者、障害者などの登録状況について御質問がございましたが、ことし2月17日現在で723名の登録になっております。本人の状態につきましては一部複数回答もありましたが、要介護高齢者が189人、高齢者世帯が516人、障害者が151人となっているところであります。今後とも、民生児童委員の方々の御協力をいただいて、随時登録と年1回の修正作業により充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、支援計画で登録者ごとの個別プランを定めることについての進捗状況の御質問があったわけではありますが、現在は市の担当課、各地区民生児童委員の方々が登録された個別避難支援プランの情報を常時共有して、万一の災害時に対応できるようにしているところであります。今後はさらに共有している情報から登録者お一人お一人の避難場所や避難経路、避難体制などの個別の

情報を網羅した地域ごとの福祉マップを作成するなど、災害時要援護者の支援体制を強化してまいりたいと考えているところであります。

また、登録がなかなか進まない現状や、民生児童委員の負担軽減、登録方法の見直しなど、これまでの取り組みについての御指摘・御質問がございましたが、現在65歳以上の高齢者の中でも元気な方々が大勢いらっしゃるわけでありまして、また本人からの申請や個人情報保護のかかわりもあることから、今後も継続して制度の趣旨の十分な周知徹底を図りながら、個人プランの登録に理解を求めていきたいと考えているところでありますが、なお議員御指摘の三条市の例なども十分今後研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定についてお答えを申しあげたいと思います。地球温暖化によりゲリラ豪雨等が多発し、大規模な災害が発生している昨今であります。適切な避難勧告等の発令と伝達が求められるわけでありまして。

国によりまして、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインが示されているところであります。本市におきましてマニュアルの対象となる災害については、水害と土砂災害でありますことから、水害については洪水ハザードマップと地域防災計画をもとに作成することにいたしておりますし、また土砂災害については現在指定している土砂災害危険区域109カ所を対象区域として、今後本市の避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定を進めていかなければならないと考えているところであります。

次に、避難所設置運営マニュアルの策定についてお答えを申しあげたいと思います。本市の避難所の開設と運営管理の基本的な内容は、地域防災計画に定めているところでありますが、災害直後の混乱状態を想定した場合、災害時要援護者の方への対応を含めより適切な対応を行うためには避難所設置運営マニュアルが必要であると考えておりますので、今後策定に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、避難所の運営管理を地域住民の方が自主的に行うことができるようなマニュアルとすべきではないかという御指摘であります。水害や土砂災害の場合は状況の変化が判断でき、市が開設の手續に基づいて避難所をあけられますので、当初から運営管理も可能であると思います。しかしながら、大地震が発生した場合には市はまず情報の収集等に当たらなければなりませんことから、迅速な避難所の開設の手續や運営管理に当たることは、市が運営管理に当たることは難しくて主に初動時は地域住民の皆さんの協力がぜひとも必要であります。しかしながら、市が対応できる時点では食糧や水の配給、適切な部屋割りなど避難所内の混乱を生じさせないためにも市が主体となって運営管理を行っていくことが現時点では好ましいと考えておりますことから、市の対応が及ばない初動時には地域住民の皆さんから協力していただくのとらえていくべきものと考えているところであります。なお、このような住民の皆さんの初動時の協力のあり方についてもマニュアルの中に盛り込んでいくことは必要であると考えているところであります。

次に、緊急医療情報キットの利活用についてお答えを申しあげたいと思います。

ただいま、議員御指摘のとおり阪神淡路大震災、ニュージーランドの地震災害に見られるように、被災者をいち早く救護をして適切に医療に結びつけることは防災行政を推進する上で極めて重要な課題であります。本市におきましても、高齢社会の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者が増加しているわけでありまして。多人数世帯にあっても共働き等のために一日、日中ひとり暮らしの高齢者が

ふえているわけであります。このため、急病等で緊急に支援を要する事態が日常的に発生をして、その解決策が求められているわけでありますが、昨今の無縁社会という言葉が示すとおり孤立化が進み地域での支え合いや連帯意識も希薄になっている状況が見受けられます。

これらの課題に対し、現在市民生児童委員協議会と市町会長連合会、そして市社会福祉協議会と市の4団体提唱による高齢者や要援護者等に対する地域見守りの一環としての「安心カード」作成と普及運動を進めるべく準備を進めておるところであります。寒河江警察署と消防署からの具体的な提案も含めて作成中であります。今月末完成の予定であります。安心カードの支給については要援護者に限定せずに全戸配布を予定しているものであります。

これは地域福祉活動の一環として、お互いさま、緊急時の助け合い、支え合い意識を醸成しながら安心カードの普及徹底運動に取り組むことが重要であることから、一括配布はせずに社会福祉協議会の各地区支会の受け入れ準備の整ったところから順次配布する予定であります。

安心カードの具体的な記載事項については、御質問にありました緊急医療情報キットと同様であります。市販のものより使いやすく工夫しており、緊急時の連絡先を記載したカードと医療情報を収納する黄色いファイルで構成されております。冷蔵庫に張って個人管理する形態をとっております。全世帯が常置することになりますので、共通理解のもとに万一の事態発生時には安心カードを活用して発見者から救急隊へ、さらに医療機関へとリレーされて迅速な対応に役立つものと考えておりますので、御指摘の救急医療情報キットの寒河江版として活用いただきたいと我々は考えているところであります。

次に、被災者支援システムの導入についてお答えを申し上げたいと思います。被災者の情報を一元的に管理が可能な、御質問にありました被災者支援システムについては地方自治体にとっては大変有効なシステムであると思っております。このシステムの導入を進めるために、地方自治情報センターでは本システムを試験的に体験できるデモサイトを設けております。県内でもこれまでに二つの市がデモサイトを取り込んで研究を行っているところでありますが、本市におきましても最近このデモサイトを取り込んだところであります。

このシステムが実際に力を発揮いたしますのは大地震が発生した場合であると想定されますが、大地震が発生しても回線が切断されることなく本システムが稼働できるという保証が最低条件であると思っておりますし、またサーバーの定期的なメンテナンスの必要性や個人情報の取り扱いなど考慮していかなければならない課題もあると認識しております。したがって、現時点では今後の防災センターの整備検討の中でこれら課題も含めて研究を行っていくべきものと考えているところであります。

次に、防災センターについて御質問がございましたのでお答えいたしたいと思っております。

防災センターにつきましては、振興計画にも記載しておりますとおり情報通信機能を含む防災機能を備えた本市防災の核となるべき施設として整備すべく考えているところであります。当然、災害時の情報収集や伝達を考慮した場合、消防本部のみならず国・県等の関係機関との情報ネットワークが最も重要な機能の一つでありますことから、充実した情報通信機能を設置する必要があると考えているところであります。御質問にありましたが、設置に向けた検討のあり方はどうかという御質問がございましたが、検討のあり方などについては、今後平成25年度から行うこととして調査に合わせて並行して今後進めてまいりたいと考えているところであります。また、その設置について

単独設置なのか併設なのかという御指摘あるいは設置場所や整備内容、時期などについてはどうかという御指摘で御質問でありますけれども、この件については平成25年度に行うこととしております調査結果に基づいて鋭意進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 それでは、引き続き質問を続けさせていただきたいと思っております。時間が限られておりますので、絞って質問をさせていただきたいと思っております。

自主防災組織につきましては先ほど市長の方からも答弁がございました。非常に、3月末で51%になるということで、ここ1年間数%上がっておりますけれども、なかなか県内の状況からして低いというような状況にもあります。そしてまた、先ほどは連絡協議会を立ち上げながら、要するにほかの自主防災組織の情報を随時連絡をもらいながら、自分のところの自主防災組織のあり方を含めながら各組織の温度差がないようにするというものでありましたけれども、自主防災組織につきましては、私は早期に取り組む必要性があるのではないかと。県内の状況を見ますと100%という市が相当あります。ですから、50%というのは県内でも最低のパーセントでありますから、この辺はやはりいつ何どき起こるかわからない災害に備えて、きちっと自主防災組織は立ち上げていく必要があるのではないかと考えております。

先ほども市長からありましたけれども、自主防災組織の上がない理由というのは一つは今やっている各自主防災組織のやり方というか姿が見えないのではないかと、これが1点上げられます。

いま1点は、自主防災組織を組織化することによって、その先どういう形でこの自主防災組織を運営していったらいいのか、その辺のところ非常に未知数であることから不安があってどうしても地域内ではその自主防災組織の立ち上げまでには至っていないという地域があると思っております。

ですから、そういう意味では先ほど市長からもありましたが、防災指導員、先ほど市長は研究課題ということでありましたけれども、早期に立ち上げながら防災指導員の指導によってきちっとした活動において不安がないような形で取り組むということ。いま一つは、自分たちが今やっている自主防災組織の内容を市民向けに発信していくという、これが大事なところではないかと思っておりますけれども。これは市の方では当然ホームページがありますから、ホームページの中で私はきちっと対応できるのではないかと。ですから、各自主防災組織ではこの1年の間に総会やらいろいろな訓練をやっていますから、その情報をホームページに載せて市民向けに発信すべきではないか、このように思いますけれども、市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 市民の皆さんに自主防災組織についてより広く、未設置の地域の皆さんにもより広く知っていただくということで、どういうふうにPRしていくかということになりますが、一つは御指摘のとおりホームページなどに自主防災組織のコーナーなどを設けて、その中で具体の活動を紹介しながら情報を積極的に発信していくということをぜひ来年度以降考えていきたいと思っておりますし、また御指摘の防災指導員などについても、そういう未設置の地域の皆さんへの啓発などにも大変有効な人材ではないかと思っておりますから、そこら辺はほかの自治体の事例なども参考にしながら研究していきたいと考えているところであります。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 それから、地域安全マップでありますけれども、これは自主防災組織、これは組織化率を上げることによって安全・安心なまちが、これは当然目指すところに出てくるかと思えますけれども、本音のところでは地域のところで安全マップ、危険な箇所をどういうふうな形で明示をしていくのか。先ほど市長の答弁の中では、当然県の方でやっている土砂災害防止法についての県の危険指定というものが平成25年までに行われるという話がありました。地域指定がされない部分、寒河江市にもたくさんありますから、これは積極的に市長は取り組んでいくという話なんです、これは今のうちからハザードマップ、土砂ハザードマップに該当しない地域については私は取り組んでいってもいいのではないかと、このように思いますので、これは早急に取り組んでいただきたい。

いま一つは、地域安全マップの中に予備避難所という明示がなっています。予備避難所については当然公民館あるいは分館というふうな理解をしますけれども、その辺予備避難所にある中で避難する体制がありますけれども、分館等の耐震問題。当然これは避難所については学校等については当然耐震がされておりますから問題がないかと思えますけれども、予備避難所の耐震の問題、当然そのマップの方に予備避難所が明示になってきた場合に地域住民の方々は予備避難所に当然避難をするわけがありますから、その辺の予備避難所に対しての耐震状況はどう考えているのかお聞きをしたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 安全マップの作成についてお答えをしたいと思いますけれども、安全マップの作成については取り組んでいただける自主防災組織からまず取り組んでいただいて、平成26年度以降ハザードマップが作成になった時点ではそこを整合性、内容を調整していくとまず考えているところであります。

その中で、予備避難所、要するに分館についても我々としては何らかの耐震の状況なども調査していかなければならないと考えていますので、今後検討課題とさせていただきますと考えております。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 これは地域の方には分館がありますので、その分館について耐震については非常におくれているということで、地域の方からも指摘がされております。ですから、こういう形で地域安全マップの方に明示をされた場合に、地域の分館が当然避難所に指定されますと地域の方でも安全ではないかと理解されるおそれもありますから、早急に調査をして耐震の手当てということについても御検討していただきたいと思えます。

それから、災害時要援護者支援制度でありますけれども、この制度につきましては先ほど個別プランということで市長の方からありました。このプランについては、市の方では平成21年にでき上がらせたわけがありますけれども、このプランの対象者、要するに要援護者の定義というものがあります。この中では高齢者、障害者などが明示になっておりますけれども、これは県の方から出された基準ではないかなと思えますが、国の方の消防庁の方で出しているプランは具体的な介護度とか身体障害者の級が明示になっておりません。要するに、地域によってこれは拡大解釈してもいいというものではないかなと思えます。

ですから、今寒河江市がやっている対象者でいきますと735名という形になるんですが、それが

見直しになりますと結構ふえてくるのではないかと。状況的には、視覚・聴覚障害者、これはここの障害者の区分では1級、2級となっていますけれども、非常に視覚と聴覚についてはものが聞こえづらい、見づらいということでその辺は拡大解釈をしておかないと要援護者の方に多くの方々が入ってくるのではないかと。これは身体障害者の視覚・聴覚、この人は1級、2級でなくてももう少し拡大をしてこの対象プランの中に明示すべきではないかと思っておりますけれども、その辺の考え方をお聞きをしたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 災害時要援護者避難支援計画の中の個別避難支援プランの対象者についても記載しているわけでありましてけれども、その他、市長が必要と認める者という項目もあるわけでありまして、御指摘の点なども対象者に加えるかどうか、そういう判断をしてみたいと考えております。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 これはきちとした形で明示をしないと現場の民生委員の方が困るのではないかとしますので、この辺の見直しを含めながら御検討をお願いしたいと思います。

それと、いま一つは要援護者については登録された方はいいわけでありましてけれども、不登録者の扱いです。災害が発生した場合に、登録した人だけが助かって登録していない人は置き去りにされるという状況がありますので、不登録者に対する援助の仕方、これは個人情報保護法の第23条では、第三者に提供できる項目として災害時、命に及ぶ状況においては個人の了解が非常に困難だという場合は提供してもいいという項目がありますけれども、その辺はこの不登録者に対しての考え方、今のところどのくらいの不登録者がいるのか、そしてそれをどういう形で持っていこうとしているのか、その辺の考え方をお聞きをしたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、できるだけ今進めております登録の支援プランの登録者数を民生児童委員の皆さんの御協力で拡大をしていく、趣旨の御理解をいただくということで、進めているところであります。現在、700数十名ということでありまして、確かに御指摘のとおり登録をしていない方も大勢いらっしゃることも認識されるわけでありましてけれども、我々としてはできる限り制度の趣旨というものを十分御理解をいただいて、登録者数の拡大に向けて努力をしていきたいと思っておりますが、先ほども申しましたとおり三条市の取り組みの例なども参考にしながら、もちろんあの新潟県は地震の多い地帯ということもありましょし、そういう状況も踏まえながら研究をして登録者の拡大に努力していきたいと考えております。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 これはぜひやっていただきたいと思っております。三条市の方では、不登録者に対しては個人情報保護法にのっとってやっているということで、審議会の状況、答申それから意見を聞きながらやってきたということで、その辺についても取り組んでいただきたいなと、このように思っているところです。

それから次に、各マニュアルですけれども、先ほど市長の方からは作成に向けてということがありましたけれども、水害土砂、要するに判断・伝達マニュアルということでありましてけれども、水害土砂が出てくるのではないかなと思っておりますが、その辺土砂については平成25年度以降となるんで

すが、水害については早急にマニュアルができるのではないかなと思っております。市の方のハザードマップを見ますと、状況的なもの、一般的な避難勧告指示というのがありますが、具体的にこのような形に最上川と寒河江川の水位が上がった場合にどういう形で判断するのか、あるいは前日から何ミリの雨が降って当日どのくらいの雨が降って、どういう判断をするのかという基準がはっきりしていないんです。ですから、水害については早急にできるのではないかなと思いますけれども、市長の考え方、その辺お聞きしたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 確かに御指摘のとおり面があろうかと思えます。我々としてもひとり寒河江市の問題ではないのではなろうかと思えますけれども、より広域的な対策あるいはマニュアルというものも必要になろうかと思えますので、その辺は十分研究をしながら、できるだけ早くそういう対応を考えていきたいと考えております。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 これはやはり水害についての判断・伝達は早急にできるわけでありますので、早急にマニュアルを策定していただくように強く要望したいと思えます。

それから避難所運営マニュアル、これにつきましては市長の方からも先ほど答弁がありました。このことについては、今の地域防災計画の中では市長が避難所を開設するとうたっているわけであります。ですから、それを今度は市長以外の方が避難所を開設するということになりますと、当然地域防災計画の見直しになるのではないかと思います。が、その辺今後どういう形で地域防災計画の見直しを考えていらっしゃるのか、時期など含めながらお答えいただきたいと思えます。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 先ほどは、市の方で責任を持ってということをお答え申しあげましたが、議員御指摘のような住民の方々が主体的に避難所の運営をしていくというようなことになった場合は、御指摘のように次回の地域防災計画の中で見直しをしていくという形になって検討していかなければならないと考えております。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 地域防災計画については、当然次の土砂の県の指定もありますので、それも含めながらというお話ではないかなと思えますが、これは避難所については早急に取り組んでいただきたいとありますので、その辺のところをやるものはやるという方向でお願いしたいと思えます。

それから、救急医療情報キットでありますけれども、先ほどの答弁ですと市の方でそれらしきものを考えてもう配布をするという話がありました。全戸配布ということで、非常に私はいいかと思いますけれども、前に防災ハンドブックというものが全世帯に配布になりました。防災ハンドマップの中には自分自身の個人情報がぎしっと書けるものがあの中に書かれています。ところが、ほとんどの世帯から話を聞きますと、防災ハンドマップはどこに行ったかわからないという状況、そしてまた後の方の情報が何一つ書かされていないという方が、多くの方がいらっしゃいました。ですから、こういう形で全戸配布をするというのは非常にいいことなんですけれども、どういう形で指導をしてどういう形で冷蔵庫のわきに張らせるのか、その辺が非常に問題が出てくるのではないかなと思っております。

ですから、これはどう、市長がこの辺のところを考えていらっしゃるのか。私は、この命のバト

ンと言われる緊急医療キットについての方がより効果が上がるのかなと思いますが、その辺市長の方の考えを伺いながら再度御意見を伺いたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 今考えておりますのは、こういう形の安心カードという、御案内かと思いますがけれども、先ほども答弁申しあげましたけれども、そういった御指摘のような反省も踏まえて一括全市民に配布をするということではなくて、社会福祉協議会の各支会単位に受け入れ態勢と申しましょるか、準備が整った地域ごとにこういうものを配布をして、御説明を申しあげて理解を賜った上で普及を拡大していくということにさせていただいているところであります。我々は、普通の救急医療のみならず災害時にでも対応できるようなものはどうか、カードはどうかということで、冷蔵庫の中をあけて取り出すということは大地震の場合現実的なのかということもありますので、前の方に張ってということで、対応を考えてできるだけ使いやすいものにと考えたところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 市が考えている安心カード全戸配布になりますので、その辺は使いやすいような形で、市民の方がきちっと使えるという形での徹底をお願いしたいと思います。

時間になりますけれども、災害者支援システムの導入と防災センターについては、先ほど市長から答弁いただいたわけですが、被災者支援システムは防災センターと一緒に考えるということであり、これは大事なところであり、防災センターと一緒に取り組めるように強く要望したいと思います。

最後になりますけれども、先ほどからいろいろな提案とか質問をさせていただきました。防災は自助、公助、共助、工事とありますが、その公助の部分と工事の部分が非常に大事な部分で、やはり災害が発生した場合に災害を小さくするという部分では非常に大事な取り組みではないかなと思いますので、早期に取り組んでいただくことをお願いして私の質問を終わります。

以上です。

高橋勝文議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

議 案 上 程

高橋勝文議長 日程第2、議第33号を議題といたします。

議 案 説 明

高橋勝文議長 日程第3、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 それでは、議第33号平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は去る2月18日深夜から翌19日未明にかけて発生した白岩陣ヶ峰地内市道臥龍橋線の道路路肩崩落の災害復旧費950万円を追加するものでございます。その結果、歳入歳出そ

れぞれ160億4,311万4,000円とするものであります。また、繰越明許費補正もあわせて行うものであります。

よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。
以上であります。

散 会 午後2時37分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。